# ブレグジットの総括と離脱後の英国

2020年2月24日

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ロンドン事務所　宮崎　拓

JETRO Japan External Trade Organization

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 内容

1. ブレグジット合意の要点と合意内容（離脱協定）のポイント
2. 離脱後の英EU間通商交渉のポイント
3. 企業活動への影響
4. ブレグジット後の英国経済
5. 終わりに

EU離脱直後、国会前広場のチャーチル像（ジェトロ撮影）

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 2019年英国下院総選挙：保守党が大勝

**獲得議席数**（単位：議席）

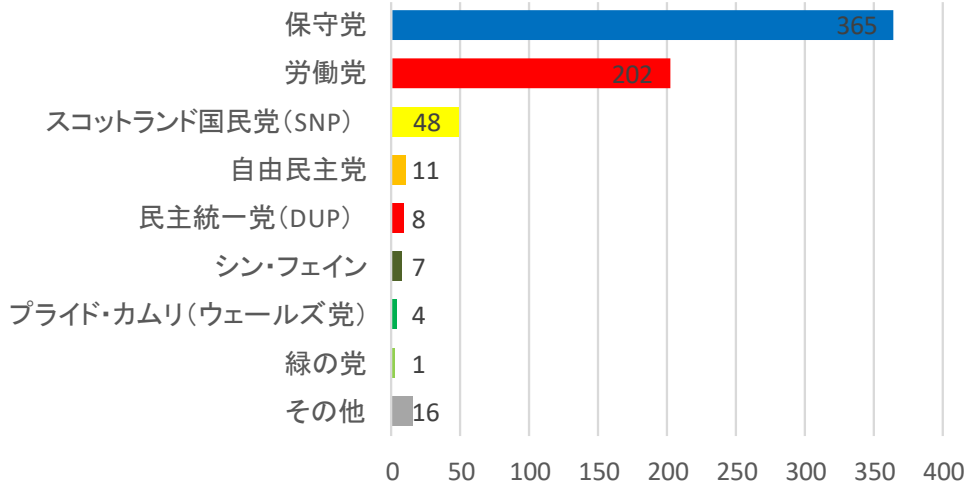


**獲得票数**（単位：百万票）

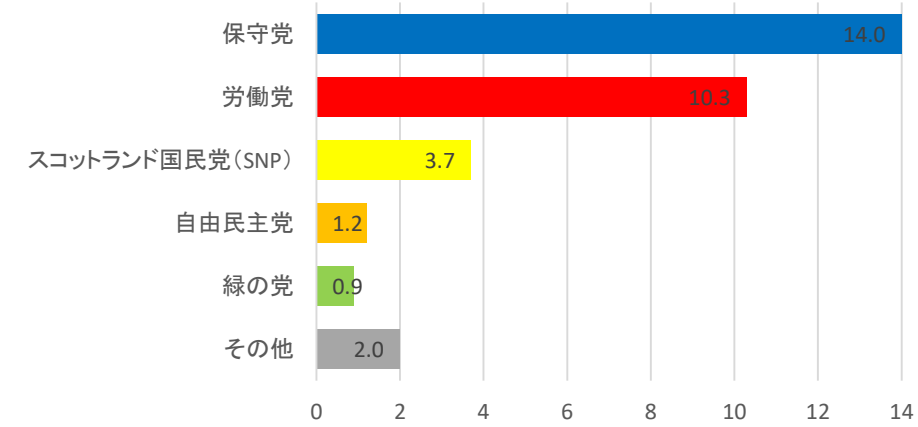


**総選挙投票率の推移**

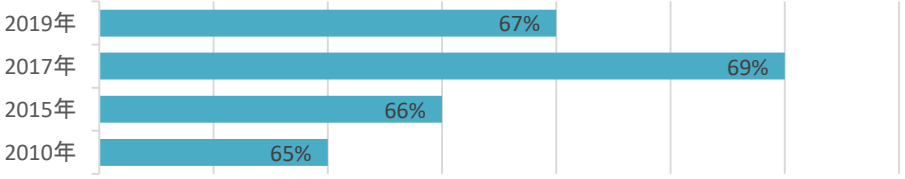


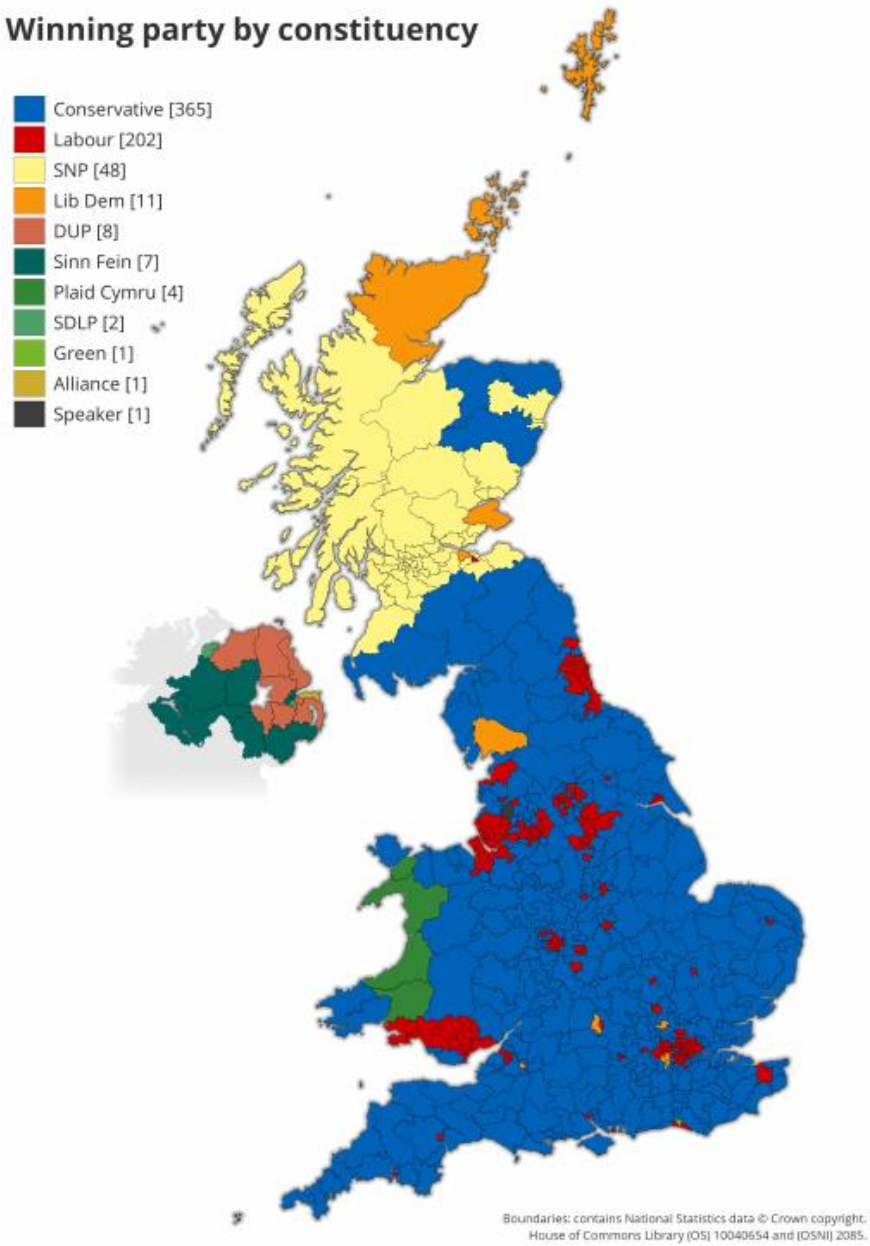


（出所）英国議会資料

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 2020年1月31日23時（英国時間）、英国がEUを離脱

## 離脱協定批准までの経緯

- 英国側：協定批准に必要となる「EU離脱協定法案」が1月9日に下院を通過。その後上院が政府法案に5つの修正を加えるも、再度の下院採決ですべて削除。23日にEU離脱協定法成立。24日、ジョンソン首相が離脱協定に署名。
- EU側：欧州議会の憲法問題委員会（AFCO）が1月23日、離脱協定案の承認を欧州議会（本会議）に勧告。翌24日、欧州理事会のミシェル常任議長と欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長が離脱協定に署名。1月29日には欧州議会が離脱協定案を承認。翌30日にEU理事会が、離脱協定締結に関する決定を採択。

## ブレグジットにより実現したこと

✓ 離脱協定が規定する諸事項。英EU間の国際条約として、法的拘束力を持つ。
- 2020年12月31日までの移行期間。
- 在英EU市民・在EU英国民の権利保障。
- 英国によるEUへの清算金（推計300億～330億ポンド）の支払い義務。
- 北アイルランドに関する取り決めの実現に向けた詳細設計と実務的準備。

## 今後決まること

✓ 政治宣言に記載されている諸事項。英EUの将来関係の大枠を示すが、法的拘束力はない。
- 英EU間の各種取り決め（通商、治安・安全保障、データ移転等に関する各種協定）。

✓ 英国が独自の決定権を有する行動（移民政策、EU以外の諸外国との通商交渉、等）

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 離脱協定のポイント①

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 市民の権利 | • 移行期間終了時点でEU加盟国に居住している英国民または英国に居住しているEU市民は、同期間終了後もそれ以前と同じ権利を有する。家族も同様の権利を有し、また同期間終了時点で近親の関係にある家族等は同期間終了後に居住のために呼び寄せることもできる。<br>• 同期間終了時点で5年以上継続してEU加盟国に居住している英国民、5年以上継続して英国に居住しているEU市民は、永住権を持つ。5年未満の場合、5年に達して永住権を取得するまで居住を継続できる。<br>• 英国に居住するEU市民とその家族は、英政府の所定の手続きにより居住許可を申請できる。EU加盟国は自国に居住する英国民とその家族に対して同様の手続きを求めるかどうか選択できる。<br>• 居住国と異なる国で働く労働者を含むEU市民・英国人の労働者・自営業者は、雇用支援や社会保障等について現在と同等の権利を有し、国籍等による差別なく自国民と同等の待遇を補償される。<br>• 移行期間終了前にEU加盟国で承認を取得または申請した英国人の専門職（弁護士・医師等）または英国で承認を取得または申請したEU市民の専門職は、同期間終了後も双方で継続して資格を認められる。<br>• 英国の裁判所が、離脱協定が規定する市民の権利に関するEU法の解釈を行う際には、欧州司法裁判所（CJEU）による将来の判例を考慮し、EU法の解釈に疑問があればCJEUに申し立てることができる。 |
| 移行期間 | • 離脱日から2020年12月31日までを移行期間とする。英国はEU加盟国ではなくなるが、移行期間中はEU法が適用され、欧州司法裁判所（CJEU）の管轄下に置かれる。<br>• 英国の参加が必要かつEUの利益に沿うものであり、あるいは協議内容が英国・同国民に関するものである場合は、英国はEUの会議やEUが参加する国際機関の会合等に継続して参加することができる。<br>• EUが第三国と締結する国際協定において、英国はEU加盟国と同じ扱いを受けるものとし、EUは対象となる第三国にその旨を通知する。この間、英国はEU以外の国と、貿易協定を含む新たな国際協定について交渉・署名・批准を行い、移行期間終了後に発効させることができる。<br>• 漁業に関する取り決めはEUに準拠し、英国の漁獲割当は変更されない。移行期間終了後の最初の1年となる2021年の漁業協定について、英EU双方は2020年に交渉を行い、決定する。 |
| 清算金 | • 清算に関する交渉は、英国のEUに対する支払い義務と、EUの英国に対する支払い義務を網羅。<br>• 移行期間は、英国はEUの年間予算に対してこれまでどおり拠出金を支払い、割戻金も受領する。2020年末時点の未払い金は将来支払い、未収金は将来受け取る。<br>• 欧州投資銀行（EIB）の払い込み資本金の英国拠出分35億ユーロは、2019年から12年間にわたり分割して払い戻しを受ける。同様に欧州銀行（ECB）の資本金やEUによる制裁金収入についても、英国の比率について払い戻しを受ける。<br>• 欧州開発基金（EDF）には継続参加する。各種EU信託基金や、トルコの難民のためのEUファシリティへの貢献は変更しない。 |

（出所）離脱協定、英政府・EU資料などを基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 離脱協定のポイント②（アイルランド・北アイルランド国境に関する取り決め）

| 項目 | 旧離脱協定案（2018年11月25日合意） | 新離脱協定案（2019年10月17日合意） |
|---|---|---|
| 発動条件・期間 | • 移行期間終了までにハードボーダー回避策が導入できない場合に発動。あくまでも一時的な措置。<br>• 発動後、ハードボーダー回避策が導入されれば、直ちに解除。 | • 移行期間終了後、直ちに自動的に発動。<br>• 北アイルランド議会の支持が続く限り、恒久的に適用（新たな方策に置き換えることも可能）。 |
| 関税 | • EUと英国全土を単一の関税領域に。<br>• EUと英国全土が、第三国には対外共通関税を適用し、域内では南北アイルランド、北アイルランド・グレートブリテン島間の通関手続きを回避。 | • EUと英国は別の関税領域となり、北アイルランドは英国側に所属。<br>• 南北アイルランド間での通関手続きを回避するため、北アイルランドは引き続きEU関税法典（UCC）に従う。<br>• 通関手続きは北アイルランド・グレートブリテン島間で、英当局が実施。アイルランドに向かう可能性がある物品に課税。<br>• 英当局が徴収した関税はEUに送金せず、北アイルランドに留まる物品との差分還付や、事業者の他の支出との相殺などに用いる。 |
| 規制 | • 工業製品、農産食品等については、北アイルランドのみEU規制を適用。<br>• 北アイルランドからグレートブリテン島への物品の移動は規制されない。英EU双方は両地域間の円滑な物品移動に最大限努力（検査の最小化・効率化等）。 | |
| VAT・物品税 | • 物品貿易については、北アイルランドのみEU規制を適用。 | • 物品貿易については、北アイルランドのみEU規制を適用。<br>• 徴税等の運用は英当局が行う。徴収した同税はEUに送金しない。<br>• 北アイルランドの同税をアイルランドに合わせ免税・減税する可能性。 |
| 公正な競争条件 | • 単一関税区域において公正な競争を担保するため、英国は課税、環境、労働、競争法、政府補助金等に関する規制をEU規制に整合させる。 | • 北アイルランドの農産品等、同地域とEUの通商に関連する政府補助金は、EU規制に整合させる。（単一関税区域に関する規定が削除されたことに伴い、その他は除外） |
| 北アイルランドの同意 | • 規定なし。（バックストップの解除は、英EU双方から成る合同委員会が状況を評価し、決定） | • 北アイルランド議会が採決により意思表明。<br>• 議会が支持しなければ、適用期間終了から2年後に解除。その間に合同委員会がハードボーダー回避の代替策を提案。<br>• 議会支持の条件は、①単純過半数、②単純過半数且つ英国派・アイルランド派それぞれで過半数、③全体の60%以上且つ両派それぞれで40%以上が賛成の加重過半数、のいずれか。<br>• 最初の適用期間は、移行期間終了（発動）から4年間。以降は、上記①②による継続なら4年間、③の場合は8年間。 |

（出所）離脱協定、英政府・EU資料などを基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 「合意に基づく離脱」に続く「移行期間」

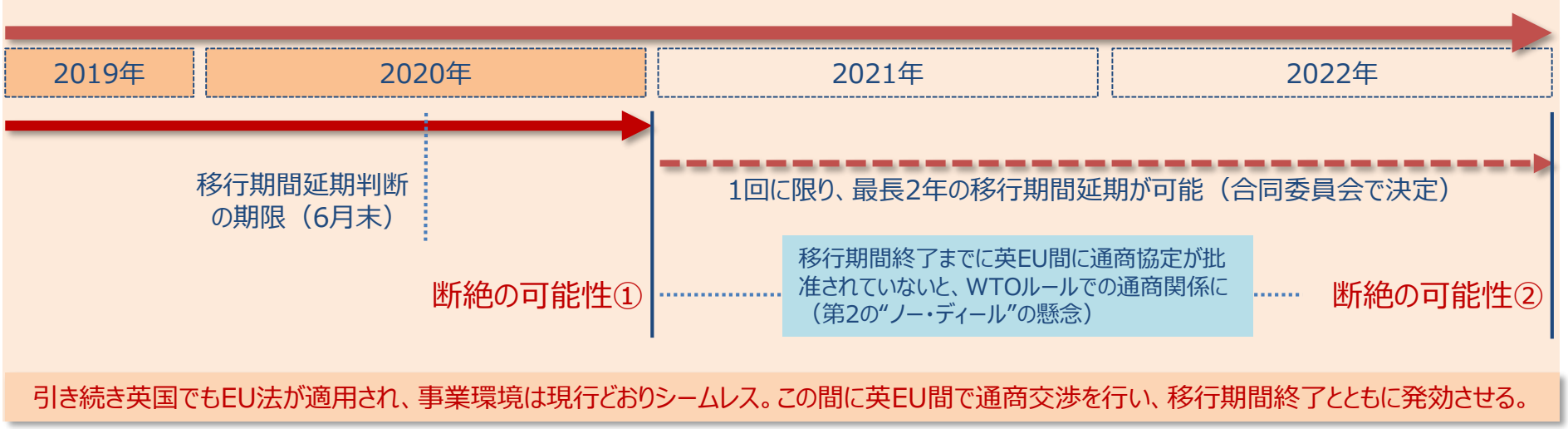


- 離脱日から2020年12月31日までを移行期間とする。英国はEU加盟国ではなくなるが、移行期間中はEU法が適用され、欧州司法裁判所（CJEU）の管轄下に置かれる。
- 英国の参加が必要かつEUの利益に沿うものであり、あるいは協議内容が英国・同国民に関するものである場合は、英国はEUの会議やEUが参加する国際機関の会合等に継続して参加することができる。
- EUが第三国と締結する国際協定において、英国はEU加盟国と同じ扱いを受けるものとし、EUは対象となる第三国にその旨を通知する。この間、英国はEU以外の国と、貿易協定を含む新たな国際協定について交渉・署名・批准を行い、移行期間終了後に発効させることができる。
- 漁業に関する取り決めはEUに準拠し、英国の漁獲割当は変更されない。移行期間終了後の最初の1年となる2021年の漁業協定について、英EU双方は2020年に交渉を行い、決定する。
- 移行期間は、英国とEUから成る合同委員会が**2020年7月1日より前に決定することで、1年または2年間まで延長することができる**。

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 内容

1. ブレグジット合意の要点と合意内容（離脱協定）のポイント
2. 離脱後の英EU間通商交渉のポイント
3. 企業活動への影響
4. ブレグジット後の英国経済
5. 終わりに

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英EU通商交渉のポイント①

## 交渉期間・スケジュール

- ✓ 英EU双方は、11カ月の移行期間の間にFTAを締結・批准するため、可及的速やかに交渉を開始する意向。ただし、双方の手続きにより、正式な交渉開始は2月末以降に（EU理事会の交渉マンデート採択は2月25日の予定）。
- ✓ 協定がEUと各加盟国双方の権限にまたがる場合（いわゆる「Mixed Agreement」）、EU側の批准には、各加盟国における批准手続きも必要（例：EU・カナダ包括的貿易投資協定）。この場合、少なくとも3カ月程度は必要との見方も。
- ✓ 協定がEU権限の範囲に収まる場合、各加盟国における批准手続きは不要（例：日EU EPA）。それでも英EUの批准手続きや、協定に基づく実務上の準備等を考えれば、移行期間を延期しない限り年末ぎりぎりまで交渉を続けることはできない。
- ✓ 移行期間延期の判断期限は、2020年6月末。「我々の目標は、6月までに最大限（交渉を）進展させること」（バルニエ首席交渉官）。他方、ジョンソン首相は、移行期間の延期を繰り返し否定し、1月23日に成立したEU離脱協定法でも、政府による延期承認を禁止。

⇒実質的な交渉期間は3月～9月前後の7カ月程度か？

- ✓ さらに、漁業協定の締結や金融サービスの同等性評価も、2020年央までに完了することを目指す（政治宣言）。

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英EU通商交渉のポイント②

## 交渉範囲・ストラクチャー

- ジョンソン首相は、EU・カナダ包括的貿易投資協定を念頭に、物品やサービス、その他の分野での協力を規定した広範なFTAを、EUとの間で締結する意向を表明（いわゆる「カナダ・プラス」、「スーパー・カナダ」）。

- フォン・デア・ライエン欧州委員長は、政治宣言の枠組みに基づき交渉を進めるものの、「移行期間を延長せず、2020年末までに英EUの新たな関係に関するすべての面で合意することを期待すべきではない。優先順位付けが必要」と主張。
- バルニエ首席交渉官は、2020年は以下の3項目に集中すべきと表明。
  1) 英EUの協働を可能にする新たな基盤の構築。（例：気候変動、多国間主義推進、欧州の利益保全、中東和平などの課題解決に向けた協調）
  2) 英EU間の極めて緊密な安全保障体制の構築。
  3) 英EU間の公正な競争環境を前提とする経済関係の構築。

## 注目点

✓ 「Mixed Agreement」となるか、ならないか。

✓ これまでのブレグジット交渉のように、段階ごとにすべての項目で妥結しなければ合意成立としない交渉スタイルをとるのか。個別の項目ごとに妥結することを可能とするのか。

✓ 漁業、金融、安全保障などの交渉がFTA交渉に関連付けられるか。

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英EU通商交渉のポイント③

## レッドライン（譲れない一線）

### 英国のレッドライン

- 移行期間は2020年末まで。延長はしない。
- EU規制への連動はしない。英国に対する欧州司法裁判所の管轄権は終了する。

### EUのレッドライン

「人の移動の自由を打ち切るなら、資本や物品、サービスの移動の自由もない。環境、労働、税制、政府補助金に関する公正な競争条件が維持されなければ、世界最大の単一市場（であるEU）への最高水準のアクセスは実現しない」（フォン・デア・ライエン欧州委員長）

- EU単一市場・関税同盟の一体性堅持。
- “zero tariffs, zero quotas, but also zero dumping”
  公正な競争条件（Level Playing Field）こそが最も重要なレッドライン。

### ポイント

✓ メイ政権が目指した、物品貿易に関するEU市場との極めて緊密な一体性は、現段階では指向されていない。

✓ EUは「スーパー・カナダ」であっても、一定の規制連動は求める構え。ジョンソン首相が妥協するか否か、妥協する場合はそのポイントとタイミングに注目。

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# EUとの通商関係は、より距離のある関係に

| | 現在の英国 | ソフト ← → ハード | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | EEA（ノルウェー等） | 関税同盟（トルコ等） | 英政府原案（白書） | FTA（カナダ等） | WTO |
| 無関税貿易 | 可能 | 概ね可能※ | 概ね可能※ | 可能 | 概ね可能※ | 不可能 |
| 国境手続き | 不要 | 原則必要 | 必要 | 不要 | 必要 | 必要 |
| 原産地証明書 | 不要 | 必要 | 概ね不要※ | 不要 | 必要 | 必要 |
| 独自の対外通商交渉 | 不可能 | 可能 | 不可能 | 可能 | 可能 | 可能 |
| サービス分野の単一市場アクセス | 可能 | 可能 | 不可能 | 原則不可能 | 原則不可能※ | 不可能 |
| 移民制限 | 不可能 | 不可能 | 可能 | 可能 | 可能 | 可能 |
| 規制制定の独立性確保 | 不可能 | 一部不可能 | 一部不可能※ | 一部不可能 | 可能 | 可能 |
| EU拠出金 | 必要 | 一部必要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 |

各合意の大まかなポジション ---- 移行期間 ---- 旧バックストップ ---- **新政治宣言** ----

（注）※は品目次第、または交渉次第
（出所）各種資料を基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英国EUの将来関係に関する政治宣言のポイント①

2018年11月25日の欧州理事会特別会合で、経済や安全保障などの将来関係の方向性を示した政治宣言を承認。2019年10月17日、「経済パートナーシップ」に変更を加えた新版を承認。

| 分野 | 内容 |
|---|---|
| 導入準備 | • **協力の基礎**：将来関係は、英国が「人権および基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約」の枠組みを尊重し継続的な義務を組み込む。欧州委員会は英国の離脱後、データ保護の同等性を評価し、2020年末までにデータ移転の可否の決定を下す。<br>• **共通利益の分野**：英国がEUプログラムに参加する一般原則、条件を制定する。欧州研究基盤コンソーシアムへの英国の参加も検討。文化、教育、科学、イノベーション分野でのベストプラクティスや専門家を共有。英国と欧州投資銀行の協力の検討。 |
| 経済パートナーシップ | （次ページに記載） |
| セキュリティー・パートナーシップ | • **目的・原理**：地理的近接性と国際犯罪やサイバー攻撃などの脅威増大を考慮した広範で包括的で均衡のとれた枠組み。<br>• **犯罪に関する法執行と司法協力**：データ交換、法執行当局間での運営協力と犯罪に関する司法協力、マネーロンダリングとテロ資金提供の防止の３分野に係る将来枠組みの構築。<br>• **外交・安全保障・防衛**：制裁、欧州連合部隊、防衛力の発展その他に関する対話と協調を通した、野心的で緊密かつ持続的な協力関係。<br>• **テーマ別の協力**：サイバーセキュリティ、市民保護、医療保障、違法移民、テロと暴力的過激派への対策のテーマ別協力。<br>• **機密および国家機密にかかわる非機密情報**：機密情報保護協定の締結。 |
| 制度的アレンジメント | • **構造**：将来関係は、特定の協力分野に関する章や関連する合意をカバーする包括的な制度的枠組みに基づく。個々の分野において特定のガバナンスの取り決めを確立できる。<br>• **ガバナンス**：将来関係について定期的な対話を実施し、管理・監督・実施・レビュー・改良の効率的・効果的な取り決めを確立する。英EUそれぞれの法令を尊重し、離脱協定に規定されている取決めに基づいて実施する。<br>• **除外条項と保護措置**：将来関係は、国家安全保障について適切な適用除外を含む。 |
| 今後のプロセス | EU離脱後、可及的速やかに英EUの将来関係の交渉を始め、交渉結果が2020年末までに発効させる。英EUともに北アイルランド問題の平和的解決が最重要との認識。ベスファルト合意を順守。<br>• **離脱前**：正式な交渉の迅速な開始を可能にするため、準備作業に従事。北アイルランド・アイルランド間のハードボーダーを避けるための制度の検討も含む。<br>• **離脱後**：将来関係を法的書式に落とし込み、交渉を開始する。交渉ラウンドと形式、交渉スケジュールに合意する。 |

（出所）政治宣言、英政府・EU資料を基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英国EUの将来関係に関する政治宣言のポイント②（経済パートナーシップ）

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 物品 | 円滑な貿易を促進するため、物品貿易についてはFTAに基づく野心的な通商関係を志向。適切かつ先進的な原産地規則と野心的な関税取り決めを実現するとともに、全品目で関税、数量割当を回避。医薬品（EMA）、化学（ECHA）、航空（EASA）等のEU機関と英国機関の協力可能性を模索。信頼性された貿易事業者（Trusted Trader）の相互承認、関税等の還付を含む通関・VAT実務に関する相互協力等を検討。 |
| サービスと投資 | 広範な分野でWTOの取り決めを大幅に上回る自由度を確保、GATS第5条に沿った取り引きを実現。市場アクセス等に関する双方の規制は内外無差別を徹底。規制の独立性は確保しつつ、不必要な制度上の要件を排除するため、透明性・効率性・互換性を最大限有する取り決めを実現。双方の国内規制の原則には、許認可手続きや通信・金融・配送・海運等の相互の利益に資する分野における共通の規定が含まれ、そのために自発的な規制調和の協力枠組みを設置。専門職の要件に関する適切な仕組みも考案。 |
| 金融サービス | 双方の規制・意思決定の独立性と、自らの利益に基づく同等性評価の意思決定の自由度を尊重。双方による同等性評価の手続きはEU離脱後可及的速やかに着手し、2020年6月末までに完了することを目指す。 |
| 知的財産権 | TRIPS協定等を超えて、知的財産権の保護と執行を提供。現行の高度な保護の継続、知的財産権の消尽の体制確立の自由度を維持、知的財産権問題の情報の交換・協力メカニズムの創立。 |
| 公共調達 | 相互に利益のある分野はWTO政府調達協定（GTA）を超えて、公共調達市場における機会を提供。 |
| モビリティ | 短期訪問者の査証免除、研究・勉学・訓練・YMSによる入国・滞在条件の検討、将来の人の移動を考慮した社会保障制度の検討。商用目的での一時的な入国・滞在の取り決めを含む。規定は英国・アイルランドの共通旅行区域を妨げない。 |
| 輸送 | （航空）包括的航空協定（CATA）による人・貨物の接続性の確保。安全性、安全保障の基準での欧州航空安全局（EASA）と英国民間航空局（CAA）の協力。（道路輸送）国際基準等の順守により同等の貨物輸送・乗客輸送の市場アクセスの確保。（鉄道）必要に応じて越境鉄道サービスの二国間協定を制定。（海上）国際的な法的枠組みを適用。安全性・安全保障は欧州海洋安全庁（EMSA）と英国海事沿岸警備庁（MCA）が情報交換し協力。 |
| エネルギー | （電気・ガス）電気・ガスネットワーク運営者間で技術協力を促進する枠組みを構築。（民間原子力）EURATOMと英国の幅広い分野での核協力に合意する。（炭素価格）温室効果ガス排出取引での協力を検討。 |
| 漁業 | 包括的な経済連携を推進する観点から、新たな漁業協定を2020年7月1日までに締結し、特に双方の排他的経済水域へのアクセスと漁獲割当について取り決めを結び、移行期間終了後の最初の年から施行。 |
| 公正な競争条件 | EUと英国の地理的近接性と経済的相互依存関係を踏まえ、公正で開かれた競争を実現するため、公正な競争条件の実現を確約。その質は、将来関係と経済的連結性の範囲と深度に比例。移行期間終了時点で、政府補助金、競争法、社会・雇用規制、環境基準、気候変動、租税の各分野で、現在の高い水準を維持。 |

（出所）政治宣言、英政府・EU資料を基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 新旧政治宣言案の経済パートナーシップに関する主な相違点

| 項目 | 旧政治宣言案（2018年11月25日合意） | 新政治宣言案（2019年10月17日合意） |
|---|---|---|
| **基本事項** | | |
| 目的・原則 | • アイルランド島にハードボーダーを設けることを恒久的に不要とする代替策に合意し、北アイルランドのバックストップを置き換えることに全力を尽くす。 | 削除（離脱協定案からバックストップが削除され、恒久的措置に置き換えられたため） |
| **物品** | | |
| 目的・原則 | • 円滑な貿易のため、物品貿易については可能な限り緊密な関係を志向。 | • 円滑な貿易のため、物品貿易についてはFTAに基づく関係を志向。 |
| 関税 | • 離脱協定の中で規定する単一関税区域を発展させた野心的な関税取り決めにより、全品目で関税、数量割当、原産地規則の検査を回避。 | • FTAを通じ、適切かつ先進的な原産地規則と野心的な関税取り決めにより、全品目で関税、数量割当を回避。 |
| 規制 | • 英国は医薬品、化学、航空等の分野におけるEU基準への準拠を検討。 | • 削除 |
| 通関 | • 通関実務に関する相互協力等を検討。 | • 通関・VAT実務に関する相互協力等を検討。 |
| **公正な競争条件** | | |
| 公正な競争条件 | • 公正で開かれた競争を実現するため、政府補助金、競争法、社会・雇用規制、環境基準、気候変動、租税の各分野を網羅する規定を、離脱協定の中の当該規定や包括的な経済関係に整合するかたちで設定。<br>• これらは、関連するEUや国際間の基準や仕組みと連動させる。 | • EUと英国の地理的近接性と経済的相互依存関係を踏まえ、公正で開かれた競争を実現するため、公正な競争条件の実現を確約。<br>• その質は、将来関係と経済的連結性の範囲と深度に比例。<br>• 双方は移行期間終了時点で、政府補助金、競争法、社会・雇用規制、環境基準、気候変動、租税の各分野で、現在の高い水準を維持。<br>• 関連するEUや国際間の基準や仕組みと連動させ、パリ条約を含む国際合意も推進する。 |

（出所）離脱協定、英政府・EU資料などを基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英国政府が示した対EU通商交渉の目的①

- 英国政府は2020年2月3日、EUとの将来関係に関する交渉目的を示した文書を議会に提示。
- FTAでは、政治宣言に沿うかたちで関税や数量割り当てを導入しないことを目指す一方、政府補助金、環境・労働規制、税制などに関する「公正な競争条件」では、一般的なFTA以上に規制を連動させることは認めない考え。

| 協定の種類と分野 | 将来協定で規定することを目指す内容 |
|---|---|
| 1．自由貿易協定（FTA） | |
| 物品貿易に関する内国民待遇と市場アクセス | • 英EU間で関税・賦課金・数量割当を導入しない。<br>• 両者間の貿易を最大限拡大するため、適切で先進的な原産地規則を導入。 |
| 貿易救済措置 | • 透明性のある適切な貿易救済措置により、予期せぬ輸入急増や不公正な貿易慣行による損害から英国の産業を保護。 |
| 貿易の技術的障害 | • WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」を基盤に、技術規制、規格、適合性評価手続き、市場検査に関する取り決めを導入し、物品貿易における規制障壁に対処。 |
| 衛生植物検疫措置 | • 英国は独自の衛生植物検疫措置を現行の高度な水準で維持。<br>• 国境での貿易事業者の実務的障壁を軽減するため、特定分野では同等性評価の取り決めに合意することも可能。 |
| 通関・貿易円滑化 | • 英EU間の取引を円滑化し、かつ双方の関税当局がそれぞれの規制、治安、財政に関する利益を保全し得る、全物品を対象とする通関手続きの取り決めを導入。 |
| 越境サービス貿易と投資 | • 既存のFTAを基盤に、国境を越えたサービスの提供と投資に関する障壁を最小化する措置を導入。<br>• 専門職や事業サービス等の主要関心分野では、既存のFTA以上の取り決めを設けることも可能。<br>• 直近の事例をもとに、デジタル貿易にも寄与するような方策も導入。 |
| 一時滞在（WTO第4モード） | • 英国民がEUに、EU市民が英国に、サービス提供のための短期出張を行えるよう、個人の一時入国・滞在に関する互恵的取り決めを広範に導入。<br>• これら取り決めは、英国が将来導入するポイント制移民管理制度に影響するものではない。 |
| 規制の枠組み | • サービス貿易における不要な障壁の削減、実務手続きの簡素化、制度面での適切な協力に関する取り決めを導入。 |
| 専門資格の相互承認 | • 制度面での協力を基に、英EUの資格に関する相互承認のための取り決めを導入。 |

（出所）英国政府資料を基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英国政府が示した対EU通商交渉の目的（続き）

| 協定の種類と分野 | 将来協定で規定することを目指す内容 |
|---|---|
| 1．自由貿易協定（FTA） | |
| 金融サービス | • 双方は金融の安定性を保証し、事業者と当局双方に確実性を提供し、市場アクセスと公正な競争に関する義務を履行することで、金融事業者に予見可能で透明性のある良好な事業環境を提供。<br>• 当該分野での双方の深い関係を踏まえ、EUとの間で規制・監督に関する協力と同等性評価の計画的な撤回に関する取り決めを導入。 |
| 道路交通 | • EUと英国の道路陸運事業者が互いに英国とEUをまたぐサービスを提供できるよう、国際協定等に基づく互恵的取り決めを導入。 |
| 競争政策、補助金、環境・気候、労働、税制 | • これら分野で、包括的なFTAに典型的に含まれる内容を超える取り決めには合意しない。<br>• 双方が、これら分野で高水準の規制を維持し、国際的義務を履行し、貿易を歪めるためこれら分野の規制を悪用しないことに同意する。 |
| 2．漁業に関する協定 | • 英国は2020年末をもって独立した沿岸国に。あらゆる協定はこの現実に即したものでなければならない。<br>• 英国はノルウェー、アイスランド等と同様に、EUとの間で英国の水域と漁業機会へのアクセスに関する交渉を毎年実施。また漁業関連の協力メカニズムについて検討。 |
| 3．域内治安協力に関する協定 | • 刑事案件に関する法執行と司法協力の枠組みを規定する実際的な合意を締結。<br>• 合意の詳細は、欧州司法裁判所（CJEU）とEU法体系が英国の法的主権を制約するものであってはならない。 |
| 4．その他分野の協力 | • 航空分野における市場アクセス・安全・交通管理協力や、円滑な国境通過措置、社会保障協力、離散家族集結を含む難民、不法移民に関する協力等について取り決めを結ぶ用意。これらは互恵的なものであるべき。<br>• EUが2021～2027年中期予算枠組み（MFF）のベースラインに合意すれば、英国が特定のEUプログラムに参加することも検討する用意。<br>• 動植物検疫、民間原子力協定等、相互利益が自明な事項は双方が早期に対応。同様にEUによる金融サービスの同等性評価とデータ保護に関する十分性認定も、離脱時点で同一規制枠組みに準拠している実態を踏まえ、早期に実施されることを期待。英国もEUに対して同様にこれを実施。 |

（出所）英国政府資料を基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 内容

1. ブレグジット合意の要点と合意内容（離脱協定）のポイント
2. 離脱後の英EU間通商交渉のポイント
3. 企業活動への影響
4. ブレグジット後の英国経済
5. 終わりに

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 2021年初時点で想定される企業活動への影響

## 英EU間FTAが締結・批准されない場合

- ✓ 第2の“ノー・ディール”の懸念。EUとの間で関税・数量割当等が発生する可能性。
- ✓ これまで特に英国側は、ノー・ディールの可能性に備え、多数の激変緩和措置を打ち出してきた。EUも含め、FTAが締結・批准できない場合に、同様の激変緩和措置が導入されるかどうかがポイント（通関関連の措置については、英国政府は導入を否定）。

## 英EU間FTAが締結・批准される場合

- ✓ 引き続き英EU間で無関税の取引を継続するためには、原産地規則に基づく証明義務への実務的対応が必要に（対応できなければ、関税が発生）。

## 両シナリオに関係なく起こる変化

- ✓ 英EU間取引に通関手続きが必要になる。英国側では「簡易通関手続き」導入等の激変緩和措置が採られるか（英国政府は否定）、港湾・通関施設等の体制・設備が滞りなく準備できるか、などがポイント。
- ✓ 製品認証、データ保護等についても、英EUで異なる規制下に。分野ごとにEU規制への連動の妥協があるか、データ保護等ではEUが英国に対し十分性認定を完了するか、などがポイント。
- ✓ EU以外の第三国から、英国がEUと同等の扱いをされることはなくなる。EUのFTA締結国の内、そのFTAを英国との間で継承することが決まっていない、または英国と新たなFTAを締結・批准できていない第三国との取引では、関税が発生。
- ✓ FTAを締結していない第三国との取引に適用する最恵国待遇（MFN）税率は、英国独自の新たな税率を適用すべく、意見公募を開始（次ページ参照）。
- ✓ EU市民（EEA、スイス含む）の移動の自由が終了。ポイント制に基づく新移民制度を運用開始。

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 移行期間終了後の英国独自の関税率

- 英国政府は2020年2月6日、移行期間終了後の2021年1月1日から採用する、英国独自の関税率「UK Global Tariff」に関する基本方針を公表し、同方針に対する意見公募を開始。
- 公表されたのは、英国が新たに導入する最恵国待遇（MFN）税率に関する方針。FTA締結国、一般特恵関税制度を適用する開発途上国を除き、原則全ての国に対して適用することになる。

## 独自関税率基本方針のポイント

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 関税率の簡素化 | • 現在英国が適用しているEU対外共通関税率で2.5%以下のものは、関税を撤廃。<br>• 現行20%未満の関税率は2.5%刻みで、20%以上50%未満の関税率は5%刻みで、50%以上の関税率は10%刻みで切り捨て。（例：現行19.2%なら17.5%に、48%なら45%に、68%なら60%に）<br>• 農産品への課税体系を簡素化。 |
| 原材料・半製品の関税撤廃 | 英国で生産される物品の主な原材料・部品・半製品などの関税を撤廃。 |
| 国内生産が少ない物品の関税撤廃 | 英国内で生産していない、または生産量が限られる物品は、関税を撤廃。 |

（出所）英国政府資料を基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 「第2のノー・ディール」リスク

- ノー・ディールに対するEU側の激変緩和措置は極めて限定的だった（巻末参考資料参照）。
- 英EUがFTAを締結・発効できない場合、双方がノー・ディール対策と同じ緩和措置をどの程度実行するか、要注目（通関関連の緩和措置については、英国政府は導入を否定している）。

| 事業のベクトル | ノー・ディール対策の要点 | 制度面での留意点 |
|---|---|---|
| 英国 ⇒ EU | • EUは原理原則を重視。離脱後の英国はその他第三国と同等に扱う、というのが基本方針。<br>• ノー・ディールの場合は、即座に第三国と同じ扱いとなり、貿易ではWTOルール適用。緩和措置は最低限。<br>• 合意に基づく離脱でも、移行期間が終了すれば、第三国と同じ扱い。英EU間でFTA締結・発効が間に合わないか、関税同盟に留まらなければ、WTOルール適用。 | • ノー・ディール時は、EUの域外共通関税をそのまま英国にも適用。<br>• 簡易通関手続き等の緩和措置も導入しないため、特に英国貨物の荷揚げが多い港湾や空港では、通関・物流が滞る可能性がある。<br>• 自動車型式認証などごく一部を除き、基準・認証に関する時限的緩和措置も導入しない。 |
| EU ⇒ 英国 | • 英国はEU総体と比較してブレグジットによる影響を強く受けるため、より広範に緩和措置を用意。<br>• ノー・ディールの場合は、WTOルールを適用するものの、広範な品目についてゼロ関税とし、負の影響を軽減。<br>• 他方、物流のボトルネックは簡易通関等の緩和措置でも充分には解決しないと考えられる。 | • ノー・ディールの場合、多くの物品について最長1年間ゼロ関税を適用。<br>• EUからの輸入には時限的に簡易通関手続きを導入。<br>• EU機関の基準・認証の多くは一定期間有効とし、その間に英国機関に登録。 |
| 日本ほか第三国 ⇒ 英国 | • 当該国が現在、EUとどのような通商関係にあるかがポイント。<br>1）EUとFTA（またはEPA等）を締結しており、英国とも同協定ロールオーバーの取り決めが確定していれば、ノー・ディールでも現行の通商環境は変わらず。（韓国、スイス等）<br>2）ロールオーバーの取り決めが確定していなければ、EUとのFTA発効前の通商環境に戻る。（日本、カナダ等）<br>3）EUとFTAがなければ、通商環境は変わらず。（米国、中国等）<br>• 通商環境が変わらない／戻る国にとっても、英国がノー・ディール時に時限的ゼロ関税を導入すると、対英輸出の通商条件が従来よりも良くなることが起こり得る。 | • 左記1）～3）により必要な手続きなどは異なる。<br>• 英国がノー・ディール時の暫定関税ルールを導入すると、多くの品目は原産地証明などを伴わずにゼロ関税で英国に仕向けられることに。<br>• このため、EUとのFTAに関するロールオーバーの取り決めが確定していなくても、通商条件が悪くなる品目は限定的となる。 |

（出所）各種資料を基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 参考：ノー・ディールの場合の英国の関税枠組み

- 2019年3月、ノー・ディール時に最長1年間適用される暫定的な関税枠組みを発表。
- 英政府は、離脱協定発効により無効になったとの見解。英EUがFTAを締結・発効できない場合も導入せずに済むのか、引き続き注目。

要点
- 枠組みはEUだけでなく全世界に対して適用。
- 輸入金額ベースで88%が無関税。打撃を受けやすい産業などの12%は新たな関税。
- 2019年10月8日、一部品目の暫定関税率を新たに設定または変更した改訂枠組み案を公表。課税品目は3月時点の499品目から527品目に微増。

## 新たに設定される関税

牛肉、ラム、豚肉、家禽（かきん）や酪農品などには、農業保護の観点から関税と関税割り当てを適用。

自動車産業保護ならびに困難な市場環境を考慮して、完成車に対する多くの関税を維持。ただし、自動車メーカーのEUとのサプライチェーンが阻害されるのを回避すべく、自動車部品には関税を課さない。

不当廉売や国家補助など不平等な貿易慣習に対する国内産業保護の観点から、陶磁器や肥料、燃料といった分野への関税を維持。

貧困削減への長期的な貢献の観点から、現在の一般特恵関税制度（GSP）を維持。また、開発途上国の英国市場へのアクセス維持のため、バナナや甘しょ糖、特定の魚介類に対してはGSPを維持。

## 2019年10月8日改訂枠組み案による新たな措置

運輸業界が困難に直面するとの業界の声などを考慮し、大型トラックなど重貨物車両の暫定税率を22.0%から10.0%に引き下げ。

陶磁器の食器、衣類の一部を課税対象に追加。また豚肉の一部、バナナ等の税率を引き上げ。さらにバイオエタノール、油脂、動植物由来の肥料、中古タイヤ、ホイル、ニジマスなどの税率を確定。

英国のEU離脱後の関税率の例

| 品目 | 暫定的関税枠組み | 英国WTO税率 | 日EU・EPA税率 <参考> |
|---|---|---|---|
| 乗用車 | 10% | 10% | 8.8% |
| 二輪車（シリンダー容積250㎤以下） | 8% | 8% | 6.7% |
| 自動車用エアコン | 0% | 2.7% | 0% |
| 自動車用ワイパー | 0% | 2.7% | 0% |
| 乗用車用ゴム製空気タイヤ | 0% | 4.5% | 0% |
| カラーテレビ | 0% | 14% | 11.7% |
| リチウム電池 | 0% | 2.7% | 0% |
| 眼鏡用フレーム | 0% | 2.2% | 0% |
| 緑茶（発酵していない正味3kg以下の直接包装したもの） | 0% | 3.2% | 0% |
| 日本酒 | 0% | 1ℓ当たり 0.77ユーロ | 0% |
| 醤油 | 0% | 7.7% | 0% |
| 牛肉（冷凍、枝肉及び半丸枝肉） | 6.8% +93.3ユーロ /100kg | 12.8% +176.8ユーロ /100kg | 0% |

暫定的関税枠組み：ノー・ディールの際に12カ月を限度に適用
英国WTO税率：英国がWTO事務局に提出している、EU離脱後の英国関税率（WTO事務局による承認手続き中）
日EU・EPA税率：2019年2月1日時点の税率
出所）英国政府、EU

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 参考：英国における輸入手続きの暫定措置

- 2019年2月4日、ノー・ディールとなった場合に英税関における輸入通関手続きの混乱を抑えることを目的に、時限的な「移行簡易手続き（TSP: Transitional Simplified Procedures）」を導入すると発表。3月22日には手続きをさらに緩和。
- 2019年10月15日、歳入関税庁（HMRC）は9万5,000の事業者を自動的に同手続きに登録したと発表（これ以前の事業者自らの登録は3万件超）。
- 2020年2月10日、英国政府は、移行期間終了後の当該激変緩和措置導入を否定。

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 適用期間 | ノー・ディールで離脱した場合に発動。事業者の登録は既に実施中。 |
| 対象 | EU27カ国からの輸入 |
| 要点 | • 英国企業がEU27カ国から輸入する場合の通関手続きの簡易化<br>• 輸入規制品（下記リンク参照）は別途規定<br>https://www.gov.uk/guidance/list-of-controlled-goods-for-transitional-simplified-procedures |
| 概要 | 利用条件（以下のすべてに当てはまる事業者）<br>• 英国で設立された、「GB」から始まる英国の事業者登録・識別（EORI）番号を持つ事業者<br>• EUから物品を輸入する事業者（EU域外の物品でEUの税関を経て英国に輸入される場合を含む）<br>• HMRCにTSPの登録をした事業者（登録フォームは下記リンク参照）<br>https://www.gov.uk/guidance/register-for-simplified-import-procedures-if-the-uk-leaves-the-eu-without-a-deal<br><br>利用手順<br>• EU域外からの輸入申告フォーム「C88」不要、商業書類上の情報（インボイス番号、量、金額、品目コード他）で通関<br>• 物品が英国に到着した翌月の第4営業日までに、補足申告（supplementary declaration）<br>• 関税・物品税・VATの支払いがある場合は、納税繰延アカウントに登録することで、関税・VATは毎月15日（休日の場合は翌営業日）、物品税は同29日（同）に口座引き落としで納付<br>• 離脱から2020年4月30日までに輸入された物品については、5月6日まで補足申告を猶予<br><br>その他詳細：TSPを利用した税関申告<br>https://www.gov.uk/guidance/making-declarations-using-transitional-simplified-procedures |

（出所）英国政府

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# ポイント制に基づく新移民制度

- 英国政府は2020年2月19日、移行期間終了後の2021年1月1日から採用する、新移民制度の方針を発表。EU市民（EEA、スイス含む）とそれ以外の外国人の区別を撤廃。
- 高技能者を優遇する一方、非熟練ワーカーへのビザ発給は一部例外を除き制限。ビザ発給上限の撤廃、技能レベルの引き下げ等の緩和もあるが、特に労働集約的産業から懸念の声も。

## 要点

- 英国で就労するためのビザ取得には、合計70ポイントが必要（下表参照）。
- ジョブ・オファー、適切な技能レベルの職業、必要水準の英語能力が必須要件に。
- 年収2万5,600ポンドに満たない場合、需給、教育要件で代替可能（ただし2万480ポンド以上は必須）。
- 一律の条件を課すかわりに、現行の第2階層ビザ（Tier2）の要件からは、①最低年収額の引き下げ（3万ポンド→2万5,600ポンド）、②適切な技能レベルの引き下げ（RQF6／大卒水準→RQF3／高卒水準）、③発給上限（Tier2 Generalが年間2万700人）の廃止、の緩和策を導入。
- ほか、①初めて就業する外国人（新卒者等）の収入要件を熟練労働者より30%低減、②最高レベルの高技能者へのジョブ・オファー要件免除、③農業従事者への最長6カ月の試験的滞在スキームの受け入れ枠の拡大（2,500人→1万人）、等の例外措置を導入予定。
- ポイント制度の詳細設計は、内務省が別途公表する見込み。

| 分類 | 要件 | 他要件による補填可否 | ポイント |
|---|---|---|---|
| 必須要件 | ジョブオファー | 不可 | 20 |
| | 適切な技能レベルの職業 | 不可 | 20 |
| | 必要水準の英語能力 | 不可 | 10 |
| 収入要件 | 年収（基本給）2万480（最低）～2万3,039ポンド | 可 | 0 |
| | 年収（同）2万3,040～2万5,599ポンド | 可 | 10 |
| | 年収（同）2万5,600ポンド以上 | 可 | 20 |
| 需給要件 | 移民諮問委員会（MAC）の不足職業リストにある職業 | 可 | 20 |
| 教育要件 | 職業に関連する理数系以外の博士号 | 可 | 10 |
| | 職業に関連する理数系の博士号 | 可 | 20 |

（出所）英国政府資料を基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 政府ガイダンスに対する英国商工会議所の評価（2020年1月）①

英国商工会議所（BCC）は、英国政府のガイダンスが企業活動に関係する事柄についてどの程度明確に答えているかを定期的に評価。移行期間終了までにクリアにすべき事項は多い。

| 分野 | 項目 | 企業が知るべき事柄 | 評価 |
|---|---|---|---|
| 人 | EUの労働力へのアクセス | 将来もEU市民を雇用できるか。その場合の条件は何か。 | |
| | 出張 | 英国とEUの間の出張において、手続き、費用、ビザは必要になるか。 | |
| | | 180日中90日超EUに滞在する従業員は、手続き、費用、ビザが必要になるか。 | |
| | 従業員の配置転換 | 英国とEUの間で高技能従業員の配置転換は行えるか。 | |
| 資金 | 欧州投資銀行（EIB） | 英国のプロジェクトは離脱後もEIBの支援を受けることができるか。 | |
| | EU基金 | 受給決定済みのEU基金はノー・ディールの際にどうなるか。引き続き受給可能か。 | |
| | | EU基金に代わる英国の基金はどのように機能し、どうすれば利用できるか。 | |
| 税 | 輸入VAT | 輸入時にVATを支払う必要があるか。その場合はキャッシュフロー上の問題を回避するため事後精算などの仕組みを利用することができるか。 | |
| | サービスVAT | 顧客が所在するEU加盟国においてVAT登録事業者になる必要があるか。 | |
| 規制 | 監督機関 | 将来どの監督機関が自社の事業を所管するか。従うべき規制は何か。英国で新たな監督機関を設立するために、企業に費用負担が生じるか。 | |
| | 製品テスト | 英国当局の製品適合性評価はEUで上市する製品にも有効か。離脱前にEUで上市した製品はどうなるか。英国当局の離脱前の承認はどうなるか。どのようにEU当局に証明を移管するか。 | |
| | 工業規格 | どのような工業規格に準拠する必要があるか。英国はEU規格に影響を与える立場を得られるか。 | |
| | Eコマース | 英国がEコマース指令の「母国法主義」を喪失する場合、EEAへの販売に追加義務が生じるか。 | |
| | 会計 | 新たな会計報告に適合する必要があるか。 | |
| | 認証マーク | 製品に異なる認証マークを使用する必要はあるか。 | |
| | 紛争解決 | EUの主体と紛争になった時、どのような紛争解決や救済措置が利用できるのか。 | |

注：評価の色分け／緑…必要な情報が入手できる、黄色…ある程度の情報が入手できるが不明点が残る、赤…まったく情報がない
出所：英国商工会議所

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 政府ガイダンスに対する英国商工会議所の評価（2020年1月） ②

| 分野 | 項目 | 企業が知るべき事柄 | 評価 |
|---|---|---|---|
| デジタル | 携帯ローミング | 離脱後にEUで携帯ローミング料金を支払う必要が生じるか。 | |
| | GDPRと顧客データ | 離脱後も何の障壁なくデータ、個人情報を保有・移転できるか。 | |
| 貿易 | 関税 | 関税に関する情報をどこで入手できるか。将来も関税なしでEUと取引できるか。 | |
| | | EUまたはEU以外の国から輸入する際、関税率はどうなるか。いつ知ることができるか。 | |
| | | 関税情報提供のため、英国政府は市場アクセスデータベースをいつ公開するか。 | |
| | EUが締結済みのFTAの継承 | 離脱後もEUのFTAと同じ条件でEUとのFTA締結国の市場にアクセスできるか。 | |
| | | すべての市場に対して現行の特恵税率を利用できるか。 | |
| | | 離脱後も一般特恵関税制度により開発途上国・後発開発途上国から無関税で輸入できるか。 | |
| | 原産地証明 | 離脱後にどのような原産地規則に従うことになるか。EUまたはEU以外の国との貿易において、英国とEUを単一の原産地と扱うことができるか。 | |
| | 企業の関与方法 | どのようにして将来の通商交渉に直接貢献できるか。 | |
| | 航空 | 離脱後も引き続き旅客・貨物を輸送できるか。あるいは妨げられるのか。 | |
| 国境 | 税関 | 英国とEUの国境で貨物は新たな通関規則・手続き・検査に従って取り扱われるのか。貨物が滞留、遅延する可能性はあるか。新たな通関手続きはリードタイムにどう影響するか。 | |
| | | 新たにどのような登録義務が導入されるか。 | |
| | | 離脱後もEUと取引するには納税繰延アカウントと包括関税保証（CCG）が必要となるか。 | |
| | 検査 | 英国とEUの国境で保健・安全関連の検査が新たに導入されるか。どこで行われるか。 | |
| | 申告 | 輸出入申告を含め、EUとの取引において通関関連の書類作成が追加で必要となるか。 | |
| | | どのようなシステムを使って入力するか。歳入関税庁の新通関申告システムは離脱に間に合うか。 | |
| | 信頼された貿易事業者 | 国境の迅速な貨物輸送のために「信頼された貿易事業者」になれるか。どのような手順になるか。 | |
| | アイルランド | 北アイルランドとアイルランドの国境をまたぐ取引にどのような手続きが必要となるか。 | |
| | 輸入割当 | 離脱後の英国の輸入割当はどうなるか。割当申請はどうすればよいか。どう管理されるのか。 | |

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 内容

1. ブレグジット合意の要点と合意内容（離脱協定）のポイント
2. 離脱後の英EU間通商交渉のポイント
3. 企業活動への影響
4. ブレグジット後の英国経済
5. 終わりに

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# マイナス影響と政府の対応

- EUとの通商関係に距離が生じることで、経済成長にはマイナスの影響との見立てが態勢。
- これに対し英国政府は、国内では財政拡大や特定産業の競争力強化に、国外ではEU以外の諸外国との通商関係強化に力を注ぎ、経済成長を維持拡大する考え。

## ブレグジットのシナリオ別に見た今後10年間の英国経済への影響予測

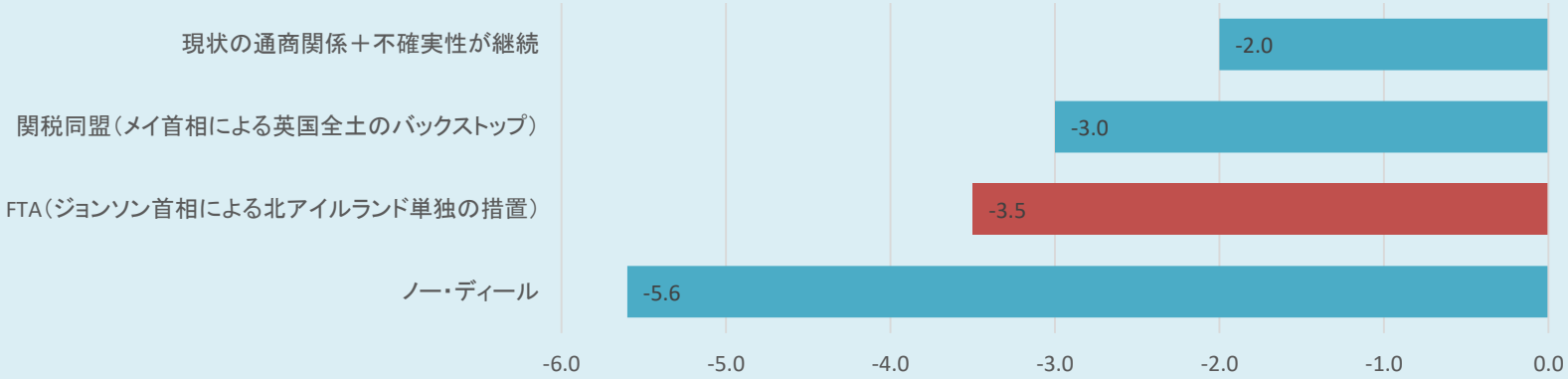


（注）数値は英国がEU単位市場・関税同盟に残留した場合の予測GDPと比較した各シナリオの予測GDPとの差。
（出所）National Institute of Economic and Social Research

### 現在の経済見通し①（IMF）

| | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 英国 | 1.4 | 1.2 | 1.4 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 |
| ユーロ圏 | 1.9 | 1.2 | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.3 | 1.3 |
| ドイツ | 1.5 | 0.5 | 1.2 | 1.4 | 1.3 | 1.2 | 1.2 |
| フランス | 1.7 | 1.2 | 1.3 | 1.3 | 1.4 | 1.4 | 1.4 |
| 米国 | 2.9 | 2.4 | 2.1 | 1.7 | 1.6 | 1.6 | 1.6 |
| 日本 | 0.8 | 0.9 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| 世界 | 3.6 | 3.0 | 3.4 | 3.6 | 3.6 | 3.6 | 3.6 |

（出所）IMF　World Economic Outlook　（2019年10月発表 ）

### 現在の経済見通し①（欧州委員会）

| | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 |
|---|---|---|---|---|
| 英国 | 1.3 | 1.3 | 1.2 | 1.2 |
| ユーロ圏 | 1.9 | 1.2 | 1.2 | 1.2 |
| EU27 | 2.1 | 1.5 | 1.4 | 1.4 |
| ドイツ | 1.5 | 0.6 | 1.1 | 1.1 |
| フランス | 1.7 | 1.2 | 1.1 | 1.2 |
| 米国 | 2.9 | 2.3 | 1.8 | 1.6 |
| 日本 | 0.8 | 0.9 | 0.4 | 0.6 |

（出所）欧州委員会　冬季経済見通し（2020年2月13日発表）
ただし、米国、日本は2019年秋季経済見通し

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 女王演説（2019年12月19日）で示されたジョンソン新政権の方針

| 分野 | 内容 |
|---|---|
| ブレグジット | • 1月31日のEU離脱を政府の最優先事項とし、同期日までに関連法案を法制化。<br>• 離脱後はFTAに基づいたEUとの将来関係を模索。<br>• EU以外の世界の主要経済国とも通商交渉を開始。<br>• ポイント制度に基づく先進的で公正な移民制度を導入し、英国に寄与する熟練労働者を優遇。 |
| 医療・福祉 | • 国営医療サービス（NHS）の支出拡大5ヵ年計画を法制化。<br>• 医師・看護師・医療専門家向け査証制度導入等によりNHSの人員体制を強化。<br>• 国民保険料の免除限度額を引き上げ。 |
| 治安 | • 刑事司法手続きの効率性・有効性を評価・改善するための委員会を設置。<br>• テロリストなど重犯罪者の拘禁期間をより長期間とする新刑法等を導入。 |
| 雇用・企業支援 | • 介護休暇制度導入等を含む柔軟な雇用形態を促進。<br>• 最低賃金を引き上げ。<br>• 研究開発費に対する税額控除を拡大。<br>• 職業訓練・再教育のための基金を新設。<br>• ビジネスレート見直し。<br>• 高速インターネット通信の普及を促進。 |
| 地方自治・財政 | • 北アイルランド自治政府を再開。<br>• 公共投資に対する地方自治体の権限強化。<br>• 政府の借り入れ・国債を管理可能な範囲に留めつつ、公共サービスやインフラ整備への投資を実現。 |
| 環境・気候変動 | • 2050年までの温室効果ガス純排出ゼロに向けた政策を継続。<br>• 2020年のCOP26英国開催により気候変動対策を主導。<br>• 大気汚染等に関する基本原則や目標値を法制化。<br>• OECD以外の国へのプラスチック廃棄物の輸出を禁止。 |
| 防衛・外交 | • 国民所得比2%の防衛予算をNATOに拠出。<br>• 国防・外交・開発援助など多面的観点から国際社会における英国の立ち位置を再評価。<br>• 言論の自由・人権・法の支配等の英国の利益を追求。 |
| その他 | • 義務教育機関への予算を拡充。<br>• 低価格住宅供給拡大等により住宅購入を促進。<br>• 議会任期固定法を撤廃。 |

（出所）英国政府資料

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# EU以外との諸外国との通商交渉

- 英国政府は2020年2月6日、EU以外との諸外国とのFTA交渉の基本方針を議会に提示。保守党マニフェストに沿い、向こう3年以内に英国の貿易量の80%をFTAでカバーする意向。
- 交渉優先国として、米国、日本、オーストラリア、ニュージーランドの4ヵ国を明示。政府は同4ヵ国と「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」に関して、2019年までに意見公募を完了。
- 対EU交渉と並行して、これら優先国と交渉する方針。対米FTAの交渉目的は近日中に公表。
- 国営医療サービス（NHS）、環境・動物保護、食品安全基準では妥協しない方針。

英国の国・地域別商品貿易（2019年）

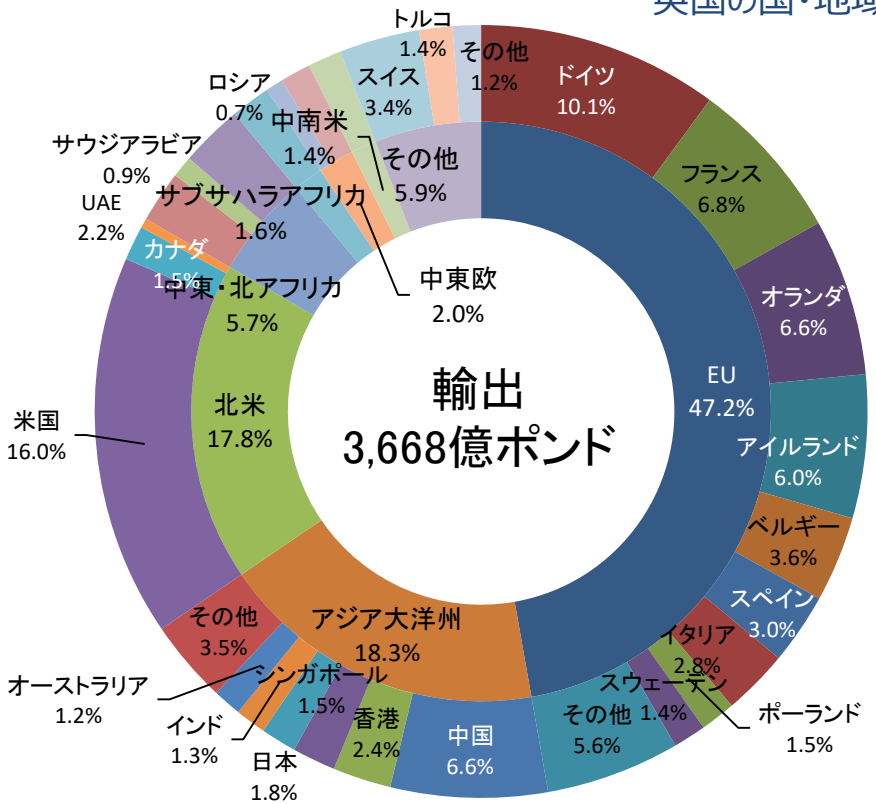


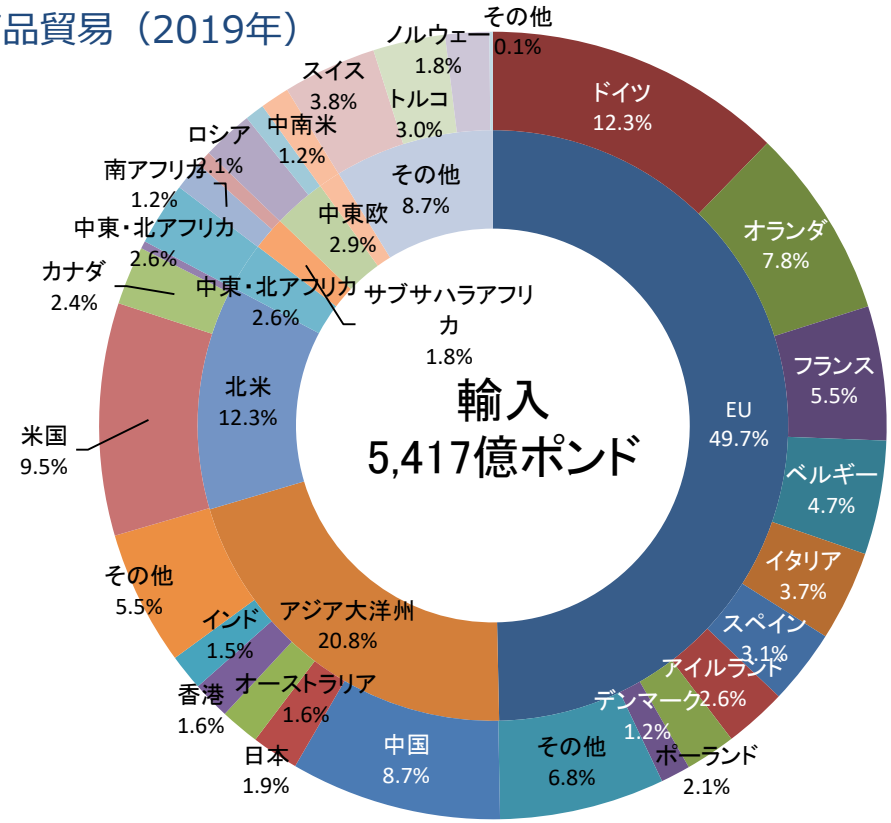


（出所）英国歳入関税庁

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 底堅い外国企業の対英ビジネス①

非日系外資の主な対英投資・事業拡張案件（2017年以降）

**ICT**

- 米ドメイン登録・ホスティングサービス大手ゴーダディ、18億ドルでホスト・ヨーロッパグループを買収（2017年4月）
- 米デジタル決済大手バンティブ、同業のワールドペイを93億ポンドで買収（2018年1月）
- 米セールスフォース・ドットコム、2019年のデータセンター建設を含め今後5年間で25億ドルを投資（2018年6月）
- 米アップル、音楽認識アプリのシャザムを買収（2018年9月）
- 中国アリババが2か所のデータセンターを設置（2018年10月）
- スウェーデンの音楽配信大手スポティファイ、ロンドン市内にR&Dセンターを設置。300人を雇用（2019年4月）

**ロジスティクス**

- 米アマゾン、2018年内に英国で新たに2,500人以上を雇用する方針を表明（2018年6月）
- スイスのネスレと米物流大手XPOロジスティクスが、英国中部のレスターシャーにロボティクス等を導入したデジタル倉庫を開設（2018年6月）
- 米アマゾン。マンチェスターの新拠点と、ケンブリッジ、エディンバラの開発拠点で1,000人超を新たに雇用する意向を表明（2018年10月）

**製造・サービス・エネルギー**

- 仏業務向けクリーニング大手エリスがベレンドセンを22億ポンドで買収し、ランドリーサービス事業を強化(2017年9月)
- 米国飲料コカ・コーラがコーヒー事業のノウハウ獲得のため、コーヒーチェーンのコスタを49億ドルで買収（2019年1月）
- 中国鉄道車両製造CRRC、半導体製造のダイネックスを買収（2019年3月）、バーミンガムにはイノベーションセンターを開設
- 中国恒大集団、電気自動車（EV）関連部品開発を手掛けるプロデインを買収（2019年6月）

英国の対内クロスボーダーM&Aの推移
上図：金額（億ポンド）、下図：件数（件）

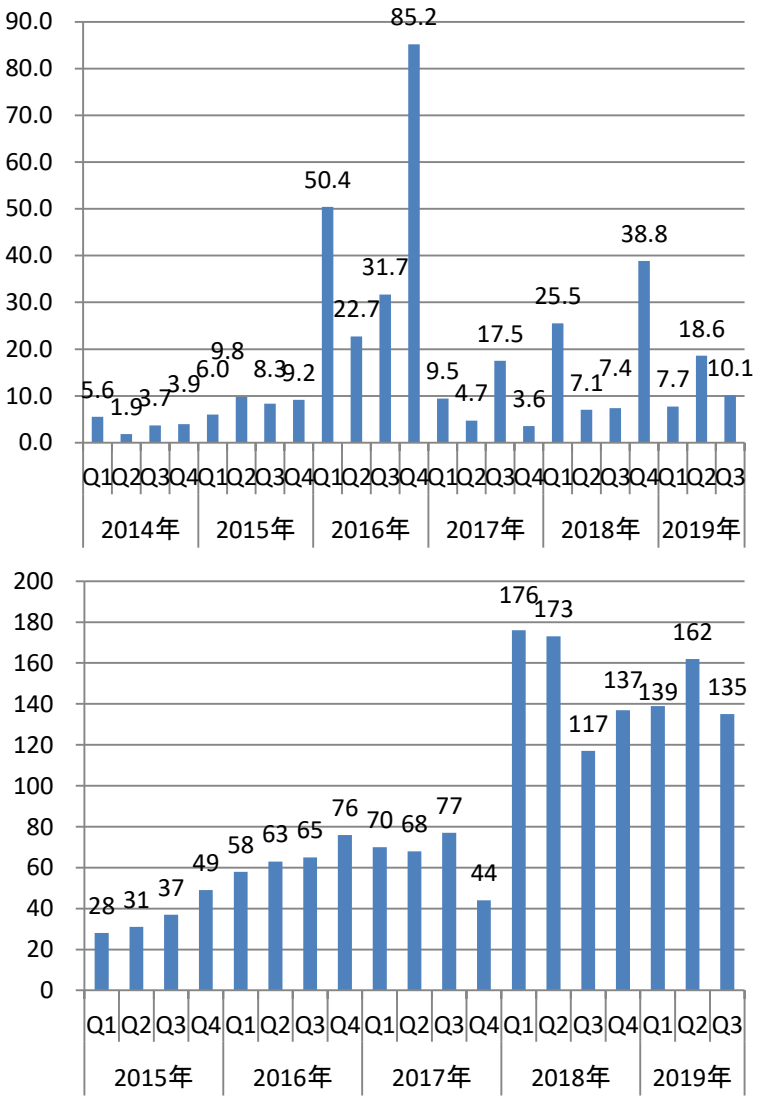


（出所）英国民統計局（ONS）

（出所）各社ウェブサイト、各種報道等

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 底堅い外国企業の対英ビジネス②

## 日系企業の主な対英投資・事業拡張・提携案件（2017年以降）

**ICT**

- トヨタ、モビリティ事業やビッグデータ事業を行うトヨタコネテッドヨーロッパをロンドンに設立（2018年3月）
- NTTデータ、ITサービスのスタートアップ、マジェンティス・ホールディングスを買収（2018年6月）
- NEC、英政府の司法部門、警察などにITサービスを提供する i2Nを買収（2018年8月）
- NTTコミュニケーションズ、ロンドン東部に英国8か所目のデータセンター建設を発表（2018年10月）
- NTTデータ、独子会社を通じ、eコマース関連コンサルティング企業ウィーバビリティの発行済株式総数の過半数を取得し買収（2019年4月）
- 住友商事、駐車場情報アプリ「AppyParking」の英スタートアップ、イエロー・ライン社に資本参加（2019年7月）
- 衛星アンテナ共有事業の日スタートアップ、インフォステラが、欧州での営業と規制関連業務を行う現地法人を英国に設立（2019年5月）
- NTT、傘下の英ディメンション・データとNTTコミュニケーションズなどの海外事業部門を統合し、ロンドンに海外事業統括拠点を設置（2019年7月）
- 楽天モバイル、クイーンズ大学ベルファストと共同で、同大学に研究センター「エッジコンピューティングハブ」を設立することで合意（2020年1月）

**インフラ・エネルギー・不動産・建設**

- JR東日本と三井物産、英アベリオUKと共にウェストミッドランズ旅客鉄道事業の運営権を英運輸省より獲得（2017年8月）
- 三菱商事、スペインのEDPリニューアブルからスコットランド沖合の洋上風力発電事業会社の株式33.4%を取得（2018年3月）
- Jパワーと関西電力、英国の大型洋上風力に1千億円規模の投資（2018年8月）
- 三菱地所、ロンドン・シティで51階建て超高層オフィスビル「（仮称）8 Bishopsgate」開発計画の建築工事に着手（2019年3月）
- 積水ハウス、英政府機関ホームズ・イングランドと不動産開発のアーバン・スプラッシュと提携し、住宅供給事業会社に出資（2019年5月）
- 日立製作所の英子会社、英国中東部の高速鉄道の新車両165両（33編成）を4億ポンド（約532億円）でアベリオUK社から受注（2019年7月）
- 日立製作所の英子会社、英国西部の高速鉄道の新車両135両（23編成）の製造・保守を3億5,000万ポンド（約500億円）でファースト・トレニタリア社から受注（2019年12月）
- 丸紅、発電所・プラント等の排ガスからのCO2回収技術を持つカーボン・クリーン・ソリューションズに出資（2020年2月）

**製薬・医療**

- シスメックス、細胞遺伝子解析や次世代シーケンサー用試薬を開発するオックスフォード・ジーン・テクノロジーを買収（2017年5月）
- 富士フイルム、抗体医薬品生産プロセスの開発能力増強のため英国拠点で10億円相当の設備投資（2017年11月）
- アステラス製薬、緑内障など眼科領域で新規遺伝子治療開発を行うバイオベンチャー、クエセラを買収（2018年8月）
- 大塚メディカルデバイス、医療機器ベンチャーのヴェリアンを買収（2018年12月）
- 第一三共当社、開発中の抗がん剤について製薬大手アストラゼネカと提携、最大で69億ドル受け取る（2019年3月）
- NEC、英ITサービス子会社を通じ、医療情報システム大手エミス・グループの糖尿病網膜の検査関連事業を買収（2019年4月）
- エーザイ、スコットランドのダンディー大学とがん治療薬創出に向けた共同研究契約を締結（2019年7月）

**ロジスティクス**

- 郵船ロジスティクス、電子商取引事業者向け物流サービスのインターナショナル・ロジスティクス・グループを買収（2018年8月）
- レンゴー、重量物放送資材のローズウッド・マニュファクチュアリングの株式過半数を取得（2018年10月）

（出所）各社ウェブサイト、各種報道等

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 底堅い外国企業の対英ビジネス③

## 日系企業の主な対英投資・事業拡張・提携案件（2017年以降）

**製造**

- トヨタ自動車、バーナストン工場で2.4億ポンド以上を新規投資し、生産設備の刷新を図ることを公表（2017年3月）
- カルビー、製菓業のシーブルック・クリスプスを買収（2018年8月）
- 川崎重工、海底パイプラインのメンテンナンスのための自律型無人潜水機の製造・販売・アフターサービスを行う現地法人設立（2019年2月）
- トヨタとスズキ、トヨタのバーナストン工場でスズキへの電動車OEM（RAV4、カローラワゴン）供給について合意（2019年3月）
- アサヒホールディングス、パブ・ホテル運営大手フラー・スミス＆ターナーの高級ビール事業などを2億5,000万ポンド（約360億円）で取得（2019年4月）
- JX金属、金属3Dプリンタ向け合金設計の英スタートアップ、オックスメット・テクノロジーズの株式 25.1%取得を発表（620 万ポンド）（2019年12月）
- サントリーホールディングス、英蒸留酒大手エドリントン・グループの株式10%取得を発表（2020年1月）

**サービス・金融・卸売等**

- セコム、北アイルランドに本社を持つ同業スキャンアラームを買収（2017年4月）
- パーク24、日本政策投資銀行と共同で駐車場最大手ナショナルカーパークスを買収（2017年7月）
- 電通、子会社を通じて広告会社ホワイトスペースを買収、クリエイティブ事業を強化（2018年7月）
- ブリヂストン、英南部の自動車整備・タイヤ等販売チェーン、イグゾースト・タイヤズ・アンド・バッテリーズを買収（2018年9月）
- プリンスホテル、豪子会社の英現法を通じて英ホテル業ABホテルズが運営するロンドンの高級ホテル「The Arch London」の事業を取得（2018年11月）
  高級ブランド「The Prince AKATOKI」1号店として開業（2019年9月）
- ソフトバンク・ビジョンファンド、企業の運転資金向けファイナンスを手掛ける金融サービスのグリーンシルに8億ドルを出資（2019年5月）
- 日本水産、水産物調達や水産物の一次加工のフラットフィッシュ社の株式75%を取得し筆頭株主に（2019年5月）
- 日本紙パルプ商事、英紙商2位プレミア・ペーパー・グループの親会社RADMSペーパーの株式60%を取得（約50億円）（2019年7月）
- 伊藤忠商事、駐車場シェアリング・プラットフォーム運営のジャストパーク・パーキングと資本業務提携に合意（2019年10月）
- アウトドア用品製造のスノーピーク、英国向けオンラインストア開設（2019年9月）に続き、ロンドン中心部に欧州初の直営店開業（2019年10月）
- イオン、英ネットスーパー運営オカド・グループのオカド・ソリューションズと日本国内における独占パートナーシップ契約を締結（2019年11月）

**飲食・小売**

- LEOC（「銀座 おのでら」）が、ロンドン・ピカデリー地区の日本食レストラン「祭」を買収、「おのでら」として再オープン（2017年3月）
- 外食の壱番屋、ロンドンでカレー専門店「Curry House CoCo Ichibanya」1号店を開業（2018年12月）
- アパレル企業の「㈱オンワードホールディングス」のグループ会社が本格蕎麦懐石レストラン「Yen」を開店（2017年11月）
- 英日本食小売のジャパンセンターグループ、クールジャパン機構の出資を受けて、大型日本食複合施設「Ichiba」を設立（2018年7月）
- 外食のWDI、ステーキハウスと点心専門店経営のため100%子会社を設立（2018年12月）
- スシローグローバルHD、寿司等の飲食チェーンのワサビに1,350百万ポンドの投資、業務提携（2019年5月）

（出所）各社ウェブサイト、各種報道等

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 内容

1. ブレグジット合意の要点と合意内容（離脱協定）のポイント
2. 離脱後の英EU間通商交渉のポイント
3. 企業活動への影響
4. ブレグジット後の英国経済
5. 終わりに

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# おわりに

## ショートターム

- ✓ 1月末にブレグジットが実現し、離脱協定により確実になったことと移行期間中の交渉結果を待つ必要があることの切り分けが相応に可能に。
- ✓ 一方で、英EU間でFTAが締結・批准されない「第2のノー・ディール」の可能性が存在。これまでのノー・ディール対策の経験を基に、自社に関係するリスクと発生した場合のコスト、それらに対する打ち手を改めて検討し、可能な準備を行うことが望ましい。
- ✓ 英EU間でFTAが締結・批准されても、移行期間終了後は英EU間の取引にも輸出入申告など通関手続きや原産性証明義務が発生。必ず起こる変化を念頭に、実務上の準備を。

## ロングターム

- ✓ 英EU間のFTA交渉がどのような結果になっても、EUとの通商関係は現在より遠くなる。新たに生じる通関手続きや異なる規制はすべてコスト要因に。移行期間中の交渉をフォローしてそれら増加コストの把握に努め、必要に応じてサプライチェーンや拠点戦略を見直す機会に。
- ✓ 英国のファンダメンタルズは健在。国内需要や競争力に目を付けた外国企業の進出も継続。ブレグジット後も変わらぬ欧州の有力市場として、対英事業機会の探究も。英国のEU以外の諸外国との通商関係強化にも注目。

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# ご案内：ジェトロによるブレグジットに関する各種情報提供

**ブレグジット特設ページ（ジェトロ・ウェブサイト）**
https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/
ブレグジットをめぐる英国、EUなどからの最新ニュース、関連情勢解説、各種ガイドブック、関連リンクなどを掲載した日本語ポータルサイトです。

**セミナー・説明会**
日本や英国を中心に、各地でブレグジットの動向やビジネス関連制度などを解説するセミナーを開催しております。日本でのセミナーは上記ポータルを、英国等でのセミナーはジェトロのメール案内をご参照ください。

**メールでの各種ご案内**
英国政府等による主だった案内などを、ジェトロ・ロンドン事務所より不定期でご案内しております。

**個別相談**
ブレグジットによる企業活動への影響や留意点、必要な対策などについて、法務・税務等の専門家やジェトロ担当者が個別に相談に応じます。ロンドンでは2019年に引き続き、2020年も年間を通して相談を受け付ける予定です（原則平日1時間、ジェトロ・ロンドン事務所にて）。

⇒ジェトロ・ロンドン事務所メール案内は、右記URLよりご登録ください。 https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ldn/mail

2019年10月、経済産業省と「ブレグジット対応サービスデスク」を設置しました。引き続き皆様へのきめ細かな情報提供を継続して参ります。

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 参考資料

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 参考資料

1. 英国とEUのノー・ディール対策
2. 在欧日系企業への影響（2019年欧州進出日系企業実態調査より）
3. ジョンソン政権の重点政策（保守党マニフェスト）
4. 英国の産業政策

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英国とEUのノー・ディール対策①

通関・物流

| 緩和措置なし | 未定 | 緩和措置あり |
|---|---|---|

| 分野 | EUのスタンス | 英国のスタンス |
|---|---|---|
| 関税 | EU共通関税が適用 | 英国独自の最恵国関税を適用（輸入金額ベースで88%の品目について離脱日より最長1年間ゼロ関税とし、課税品目は農産品、自動車、衣類など全体の12%に限定） |
| | | 納税繰延アカウントに登録することで、関税・物品税・VATを都度納付ではなく月次納付とすることが可能 |
| 航空 | 英国発便は最長2020年3月までEUへのアクセス維持、措置の期限について2020年10月24日まで延長提案中 | EU発便は2020年10月24日まで英国へのアクセス維持 |
| 陸運 | 英国ライセンスの陸運業者は2019年12月までEUへのアクセス維持（EUに同等の権利を与えることが条件）<br>※2020年7月31日までの期限延長を提案中 | EUライセンスの陸運業者は英国にアクセス維持（EUの方針と同等の権利を付与） |
| 鉄道 | EU・英国間の鉄道事業で、最大9カ月間既存の鉄道インフラの部品等の安全規格、安全認証、鉄道運転者資格を認める | 離脱日より最大で2年間、EUで発行された事業ライセンス・安全認証・鉄道運転者資格の効力を認める |
| VAT | 原則輸入VATが適用（還付制度有） | 英国でVAT登録することで、輸入VAT納付を通常のVAT申告に組み入れ、還付請求と相殺することが可能。VAT登録がない場合も、納税繰延アカウントに登録することで、都度納付ではなく月次納付とすることが可能（上記「関税」参照） |
| 通関手続き | 英国・EU間で出発前申告（PDD）・搬入略式申告（ESD）の義務化 | EUからの輸入に移行簡易手続（TSP）を導入（詳細別ページ参照） |
| | EUでの輸出入については英国で発行されたEORI番号は無効。EU加盟国で発行されたEORI番号が必要になる。 | 英国での輸出入にはGBから始まる英国EORI番号が必要（政府が2019年8月21日に未登録企業に対して英国EORI番号を自動付与することを発表） |
| | 税関職員増強（アイルランド、フランス、オランダ、ドイツなど） | 税関の体制強化のための予算を21億ポンドに積み上げ。国境警備も2019年中に最大1,000人を増強。 |
| 拘束的関税情報 | 既存の拘束的関税情報（BTI）サービスが継続 | 新デジタルBTIサービス（eBTI）を導入 |

（出所）欧州委員会、英国政府資料より作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英国とEUのノー・ディール対策②

基準・認証

| 緩和措置なし | 未定 | 緩和措置あり |
|---|---|---|

| 分野 | EUのスタンス | 英国のスタンス |
|---|---|---|
| 食品 | 第三国と同様のルールを適用。衛生植物検疫（SPS） と認証管理要件が満たされれば、貿易可 | 動物性食品に関しては、第3国と同様の輸入手続きが必要。輸入通知システム（IPAFF）を使ったデジタル通知が必要となるが、システム完成までは書類などでの申請となる。鶏肉などの家禽肉は直ちには変更なしでEU基準を準用。卵については新基準となるも未公表。残留農薬基準はEU法に似た新法が成立される予定。 |
| | | ラベルはEU基準のものが離脱後21カ月の間移行期間として有効 |
| 化学品 | REACH登録している在英企業は、EEAでビジネスを継続するにあたり、EEA域内で代理人を指名するか関連事業をEEAに移転させる必要あり | REACH登録している在英企業は、原則、UK版REACHに登録が継続される。ただし、120日以内に関連データの提出などが必要 |
| データ保護（GDPR） | 英国への個人データの移転は原則禁止<br>十分性認定国の検討はEU離脱後に実施 | 英国内のデータ保護規制は変化なし。英国からEUへのデータの移動自由は継続 |
| 製品の認証（CEマーキング等） | 英国の認証機関による認証は無効、EUの認証機関で再認証を取るか認証を移管する必要あり。 | EU認証機関による認証、自己宣言のCEマーキングは時限付き英国で製品を上市可能。離脱日翌日から新しく「UKCA」マーキングを導入 |
| | | 離脱前の英国の認証機関からの認証は、新しい制度の下での英国証機関からのUKCAマークへの置き換え対応が必要 |
| 自動車型式認証 | 英国の型式認証の保有者は、従前の英国の型式認証の状況で提出した文書とテスト報告に基づき、同一の型式について、EUの型式認証当局に新たな型式認証を申請可能 | EUの型式認証に対し2年程度暫定認証し、その期間内に英国に認証を移管する |
| 医薬品 | 製造販売承認取得者（MAH）はEEA内に拠点があることが必要であるため、医薬品市販承認をEEA内のMAHに移管する必要あり | EUの医薬品市販承認を受けているものについて、離脱日に自動的に英国の市販承認を与える（1年以内に関連データの提出が必要）。MAHの英国内設置義務についても2020年までは英国内にコンタクトパーソンの指名することによって代用が可能 |
| フロンガス規制 | EU27カ国と英国で分けて割当を実施 | EU制度の要求事項の多くを取り入れた規制の制定、独自の割当制度を創設 |
| 気候変動政策 | 英国企業のEU-ETS市場への参加停止 | 国内・国外への気候変動への取り組みの変更なし。EUの枠組みから外れるが、新たな炭素排出税の導入するなどし、脱炭素社会を実現する。 |

（出所）欧州委員会、英国政府資料より作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英国とEUのノー・ディール対策③

| 緩和措置なし | 未定 | 緩和措置あり |
|---|---|---|

## サービス・雇用

| 分野 | EUのスタンス | 英国のスタンス |
|---|---|---|
| VAT（B2B） | 「供給地課税」の原則（顧客の居住地で課税） | 「供給地課税」の原則（顧客の居住地で課税）が継続 |
| 金融 | デリバティブ清算について在英国の中央清算機関を暫定的に承認し、引き続き EU 域内でサービスを提供することを暫定的に認める（12カ月）。他、中央証券保管振替サービス（24か月）、店頭デリバティブ契約の移行（12カ月間）に関する経過措置を準備 | EU離脱日より最大3年間、英国内のEEA企業（他国パスポートで営業する企業）は、英国のライセンスを申請しながら営業継続可 |
| 市民の権利 | EU居住の英国市民のステータス維持・確保 | 英国居住のEU市民は継続して居住可。EU市民は離脱後も電子パスポート等で従来通り入国可。Euro TLRを導入し、EU市民の申込者に36ヵ月の一時的な移民ステータスを付与。申請しない市民は2020年末までに出国の必要あり。 |

## 第三国協定

| 分野 | 日本のスタンス | 英国のスタンス |
|---|---|---|
| 自由貿易協定 | 合意なき離脱の場合、離脱日の翌日以降、日EU EPAは英国には適用されない | EUとのFTAを英国が継承<br>• 署名済み：アンデス共同体、カリブ共同体、中央アメリカ、チリ、東南部アフリカ、フェロー諸島、アイスランドおよびノルウェー、イスラエル、レバノン、リヒテンシュタイン、太平洋諸国、パレスチナ、韓国、スイス、チュニジア、南部アフリカ関税同盟（SACU）＋モザンビーク、ジョージア、モロッコ、ヨルダン、コソボ共和国<br>• 協議中：日本、カナダ、トルコ等19カ国・ブロック |
| 相互承認協定 | ノー・ディールでの離脱後に日EU相互承認協定（対象分野：通信機器・無線機器、電気製品、化学品GLP、医薬品GMP）が英国に対して適用されなくなった場合、新たな日英間の相互承認協定が発効するまで、一時的に相互承認を有効とする書簡を交換（2019年9月20日） | オーストラリア、ニュージーランド、米国とは個別に合意済み。<br>日本とは引き続き協議中だが、ノー・ディール時の暫定的措置としての相互承認継続に関する書簡を交換（左記参照） |

（出所）欧州委員会、英国政府資料より作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 参考資料

1. 英国とEUのノー・ディール対策
2. 在欧日系企業への影響（2019年欧州進出日系企業実態調査より）
3. ジョンソン政権の重点政策（保守党マニフェスト）
4. 英国の産業政策

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 在欧日系企業への影響①（ジェトロ調査より）

## これまでの事業への影響（業種別）

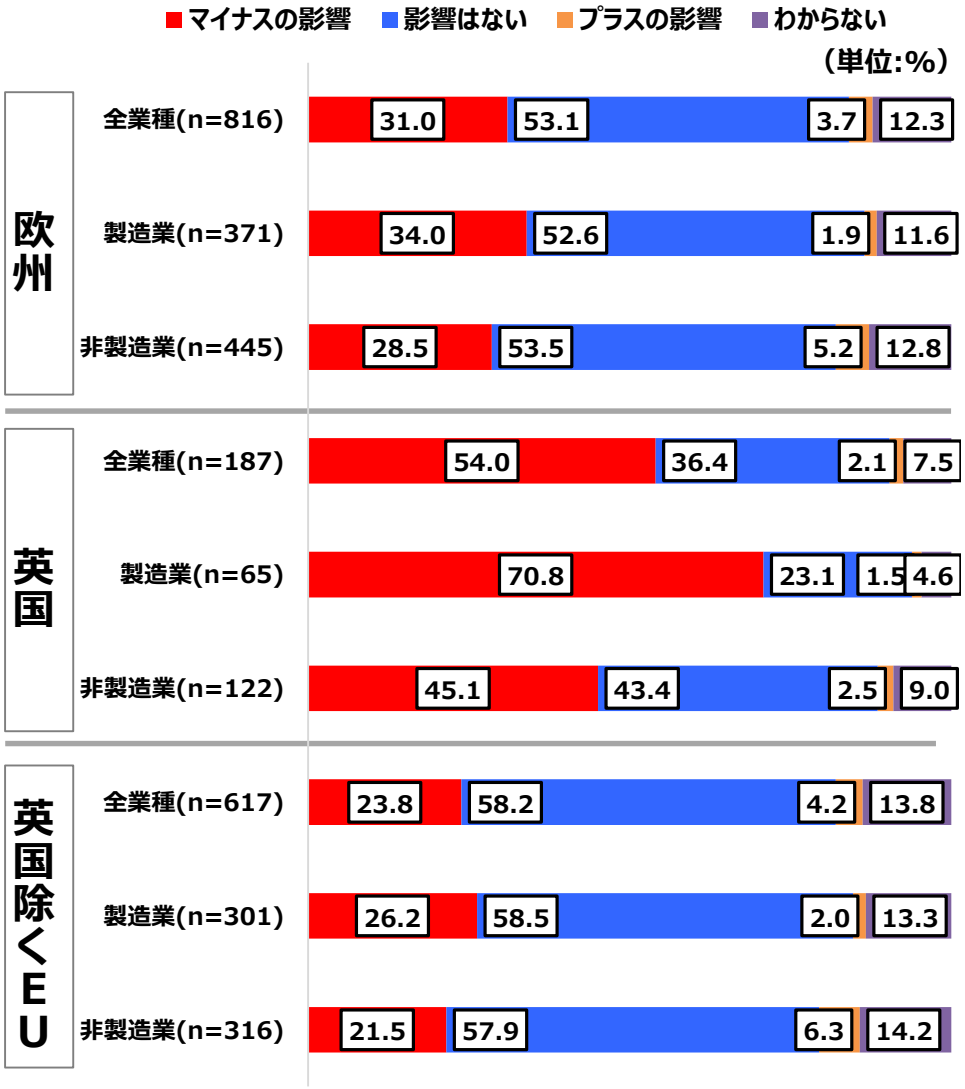


## 今後の事業への影響（業種別）

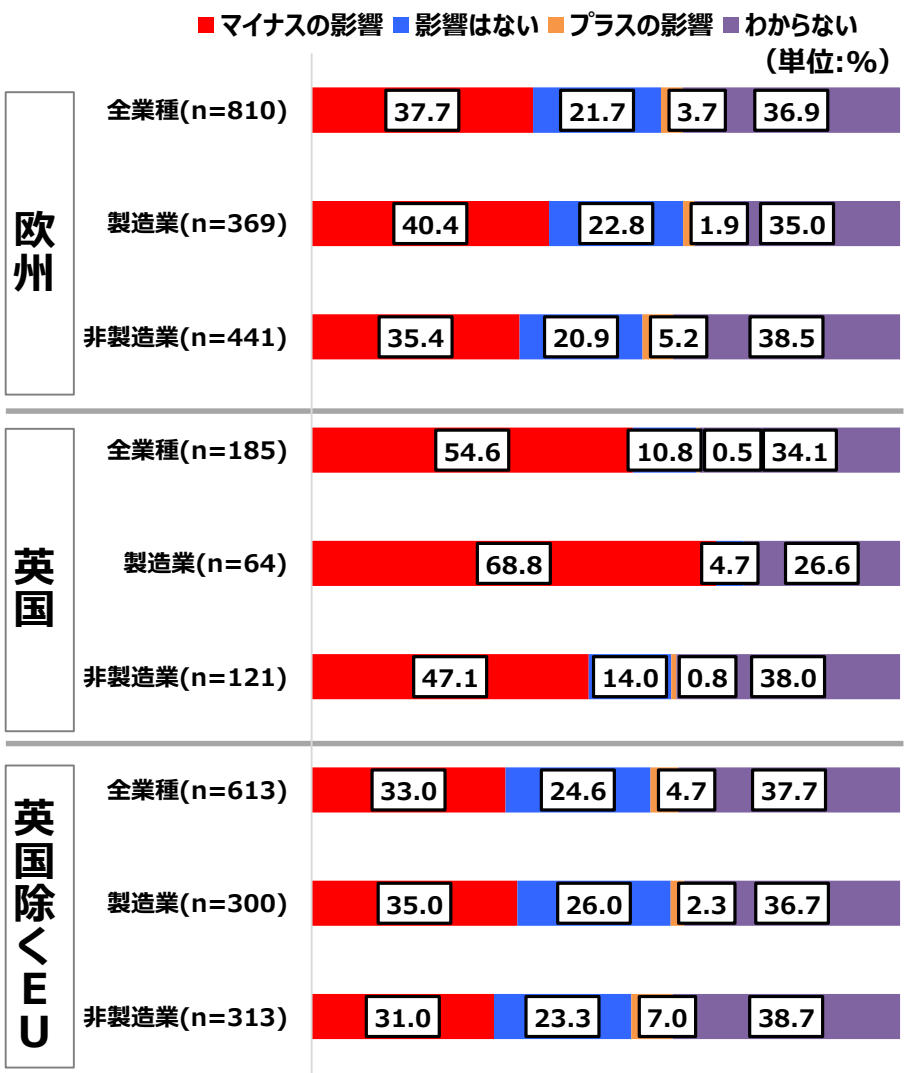


（出所）2019年度欧州進出日系企業実態調査（2019年9～10月実施調査）

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 在欧日系企業への影響②（ジェトロ調査より）

## これまでの事業への影響（国別）

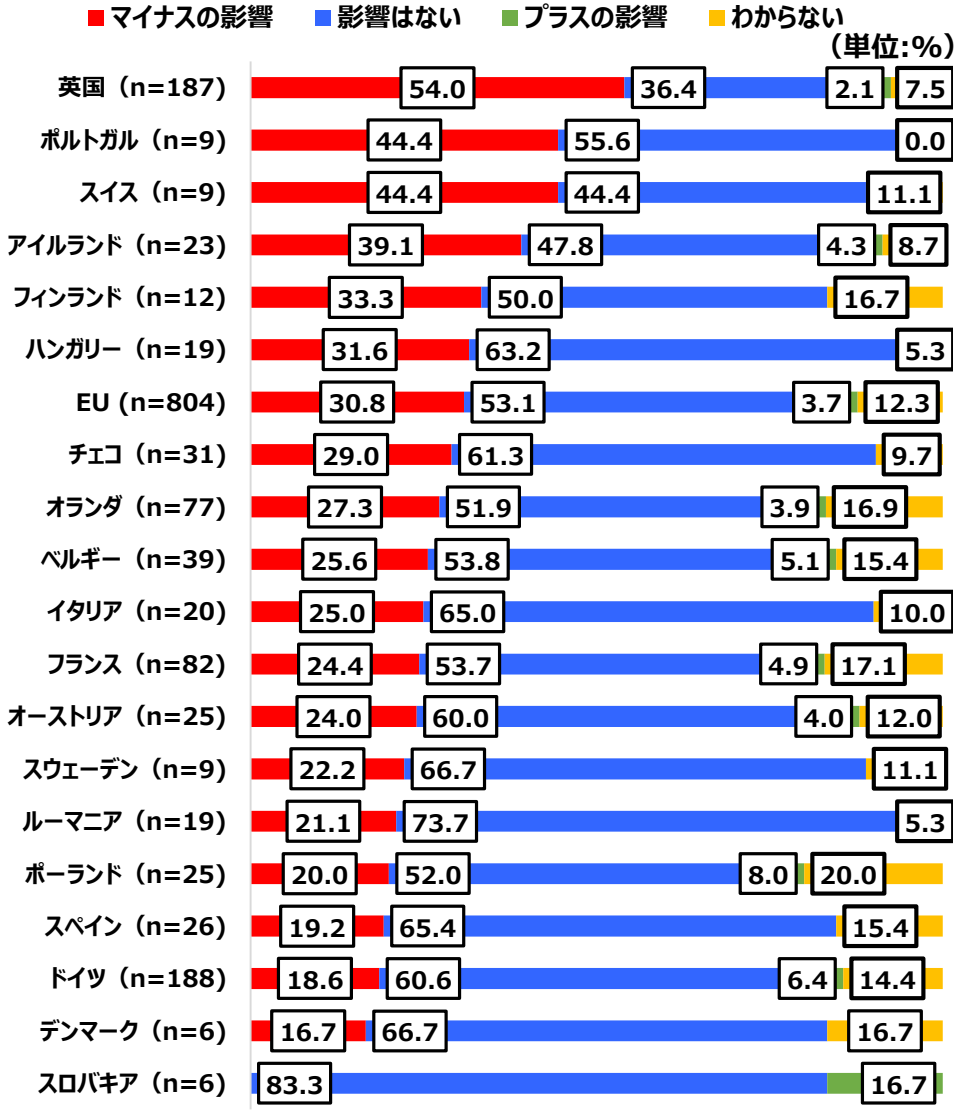


## 今後の事業への影響（国別）

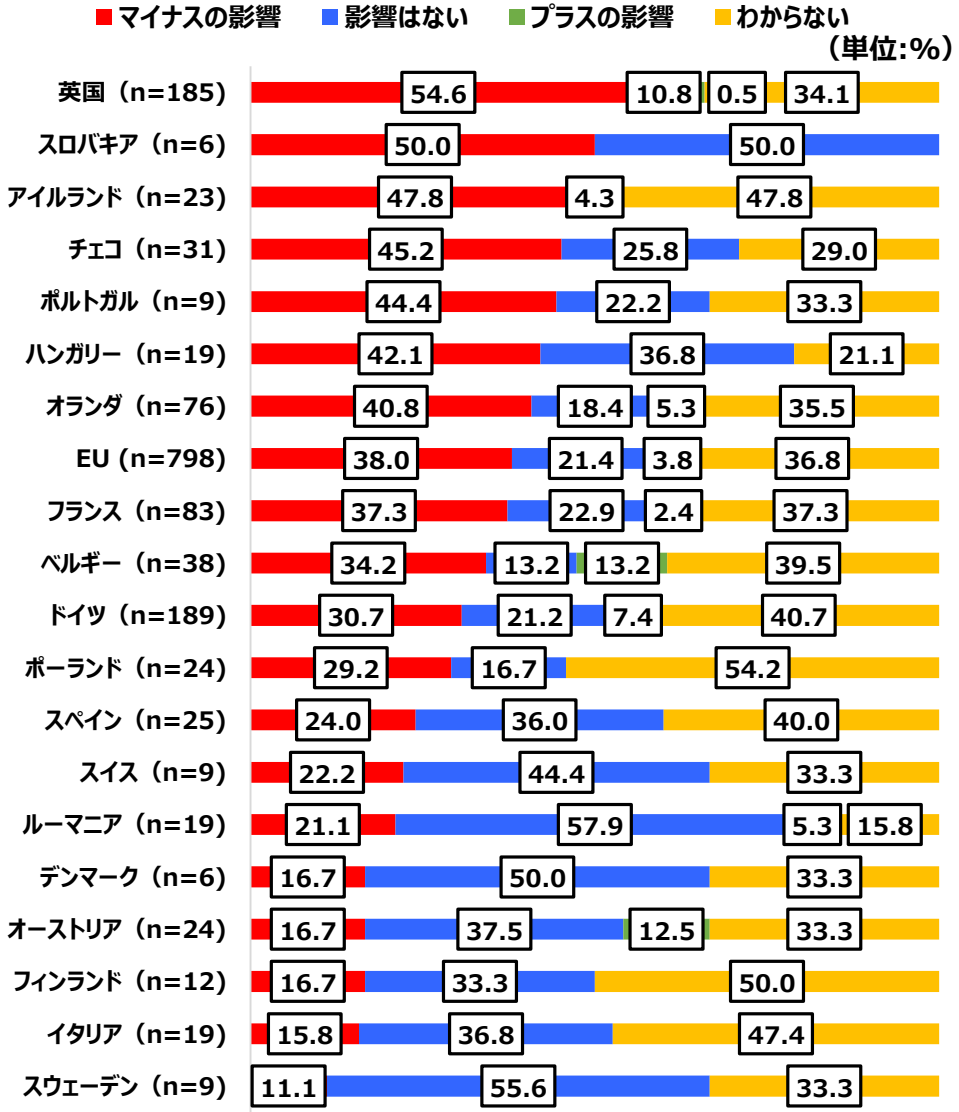


（出所）2019年度欧州進出日系企業実態調査（2019年9～10月実施調査）

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 在欧日系企業への影響③（ジェトロ調査より）

**日系企業が抱える懸念＜複数回答＞**

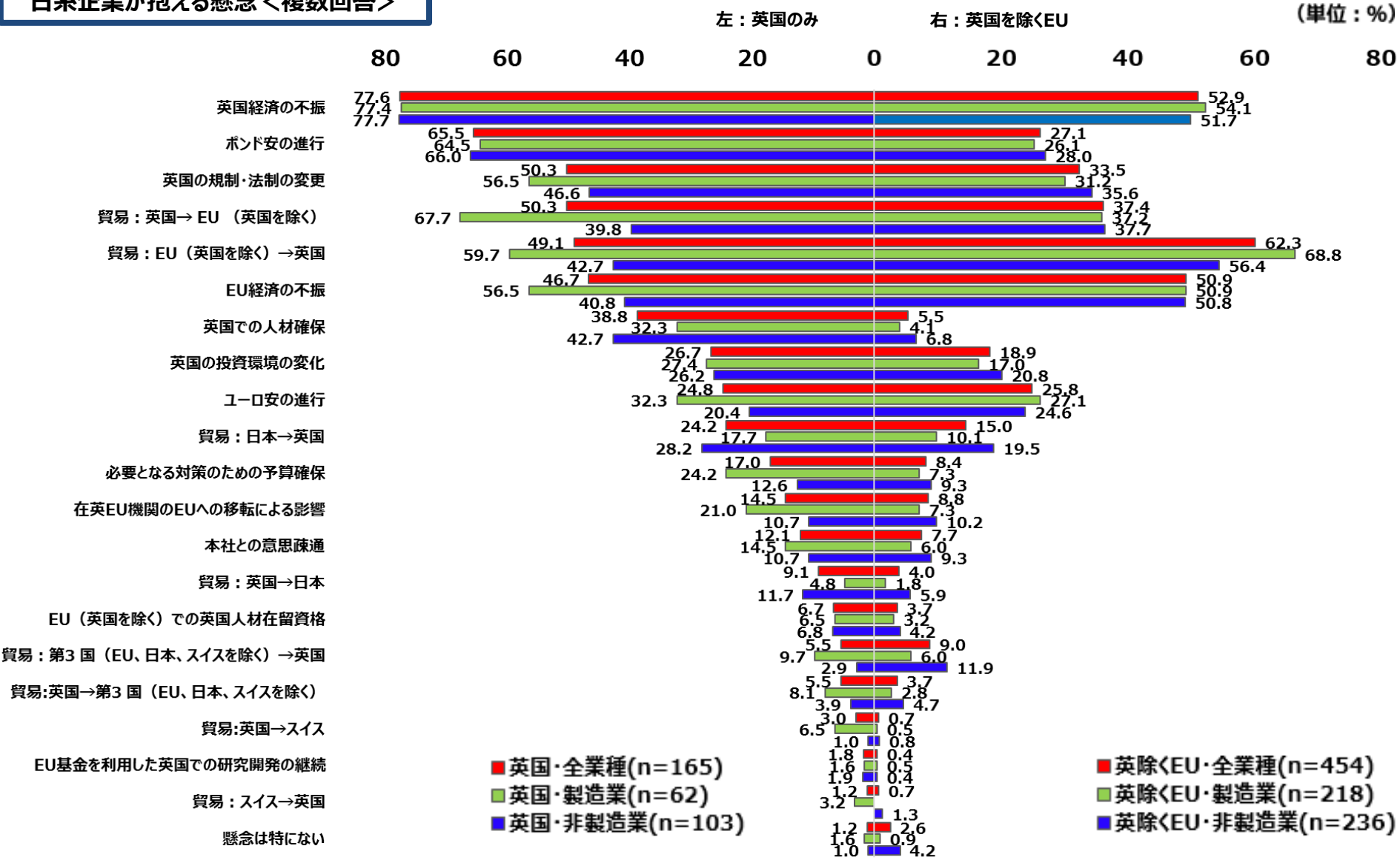


（出所）2019年度欧州進出日系企業実態調査（2019年9～10月実施調査）

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 在欧日系企業への影響④（ジェトロ調査より）

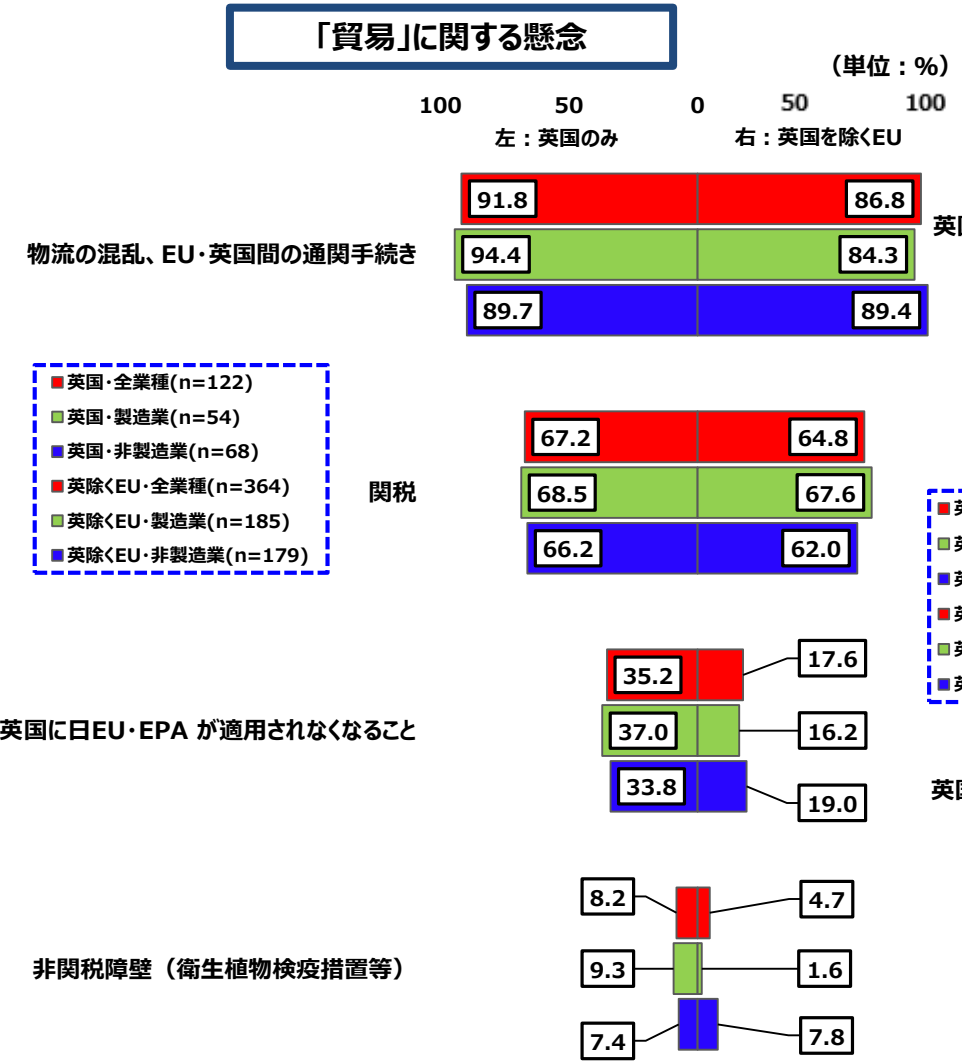


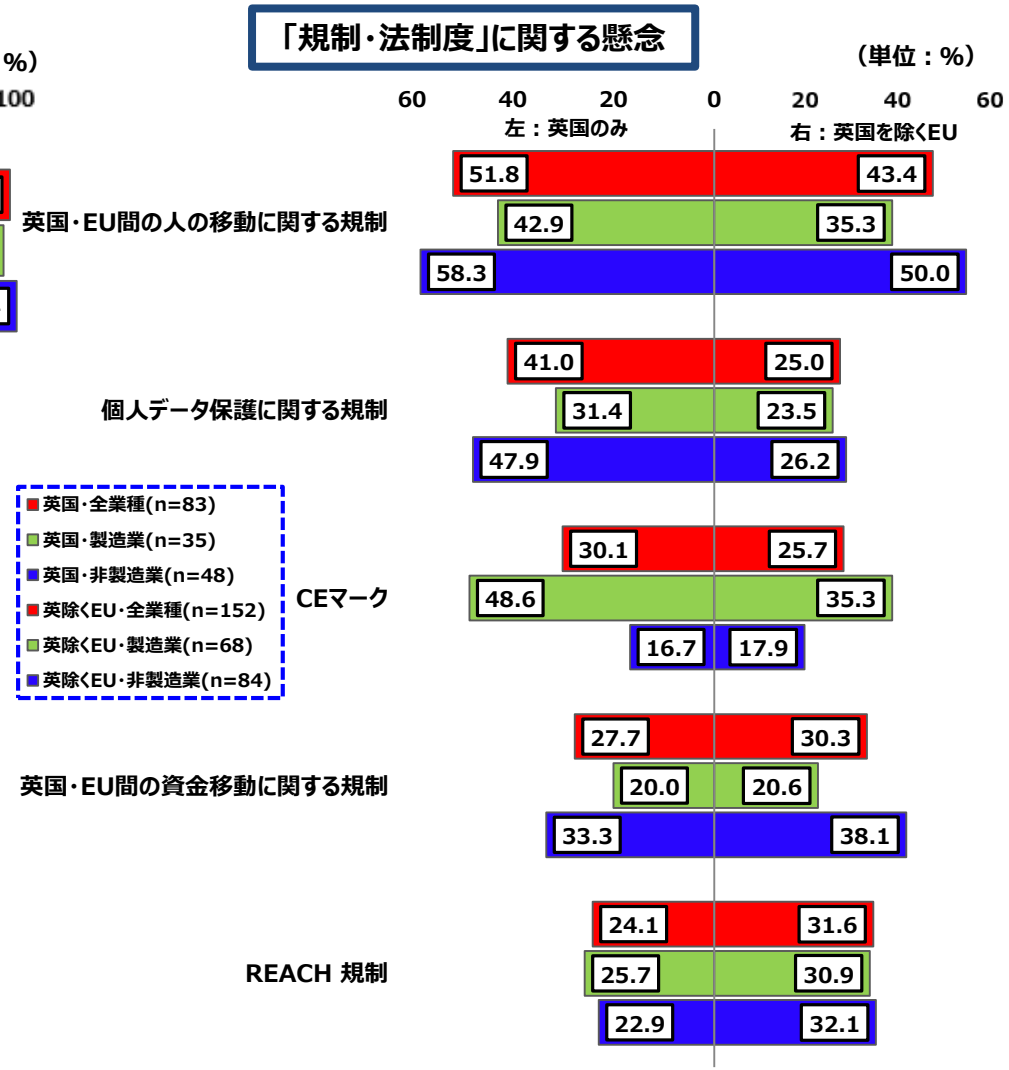


（出所）2019年度欧州進出日系企業実態調査（2019年9～10月実施調査）

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 在欧日系企業への影響⑤（ジェトロ調査より）

## 英国のEU離脱への対応の実施状況

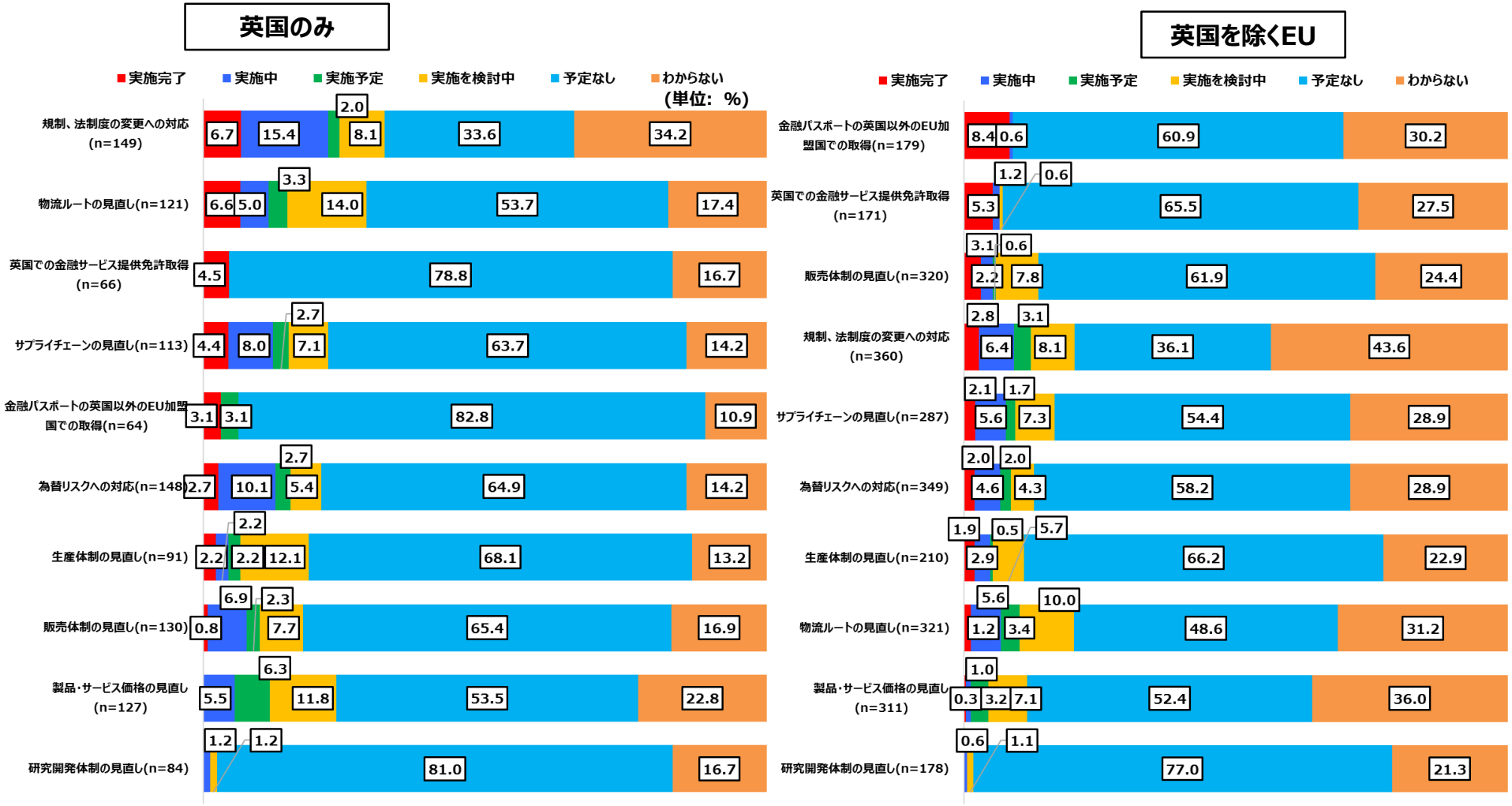


（出所）2019年度欧州進出日系企業実態調査（2019年9～10月実施調査）

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 在欧日系企業への影響⑥（ジェトロ調査より）

## 英国のEU離脱に備えて移転、調達先の変更等を実施した/決定した拠点＜複数回答＞

| 対象 | 内容 | 企業数（実数） | 拠点の移転先及び調達の変更元・先の内訳 |
|---|---|---|---|
| 統括拠点 | 英国から全部移転 | 3社 | ドイツ3社 |
| | 英国から一部移転 | 10社 | ドイツ5社、オランダ3社、ルクセンブルク2社 |
| 販売拠点 | 英国から全部移転 | 3社 | ドイツ、チェコ、ポーランド |
| | 英国から一部移転 | 4社 | ドイツ2社、イタリア、オランダ |
| 生産拠点 | 英国から全部移転 | 2社 | ポーランド、日本 |
| | 英国から一部移転 | 1社 | ハンガリー |
| 研究開発拠点 | 英国から全部移転 | 1社 | スイス |
| 調達先 | 英国から変更 | 4社 | チェコ、イタリア、スペイン、EU |
| | 英国へ変更 | 1社 | アジア |

（注1）移転・変更元、移転・変更先が明記されているもののみカウント。（注2）社数の記載がないものは1社。

## 英国のEU離脱に備えて移転、調達先の変更等を検討している拠点＜複数回答＞

| 対象 | 内容 | 企業数（実数） | 拠点の移転先及び調達の変更元・先の内訳 |
|---|---|---|---|
| 統括拠点 | 英国から全部移転 | 4社 | ドイツ3社、イタリア |
| | 英国から一部移転 | 2社 | フランス、チェコ |
| 販売拠点 | 英国から全部移転 | 3社 | ドイツ2社、イタリア |
| | 英国から一部移転 | 8社 | 英国除く欧州、ドイツ5社、フランス2社、ベルギーなど（複数回答含む） |
| 生産拠点 | 英国から全部移転 | 1社 | 日本 |
| | 英国から一部移転 | 9社 | EU2社、東欧諸国、ハンガリー、ドイツ、チェコ、ルーマニア、日本など |
| 研究開発拠点 | 英国から全部移転 | 1社 | ドイツ |
| | 英国から一部移転 | 1社 | 未定 |
| 調達先 | 英国から変更 | 12社 | EU3社、ポーランド2社、イタリア、ドイツ、スペイン、オランダ、アジアなど |
| | 英国へ変更 | 3社 | EU、ポーランド、ポルトガル |
| | その他 | 3社 | ドイツ→韓国、EU→非EU諸国、フランス→中国 |

（注1）同一拠点について回答していると推測される事例を除く。（注2）移転元・変更元が明記されているもののみカウント。移転先・変更先には「未定」を含む。

（出所）2019年度欧州進出日系企業実態調査（2019年9～10月実施調査）

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 在欧日系企業への影響⑦（ジェトロ調査より）

## ノー・ディールへの対応策の策定状況

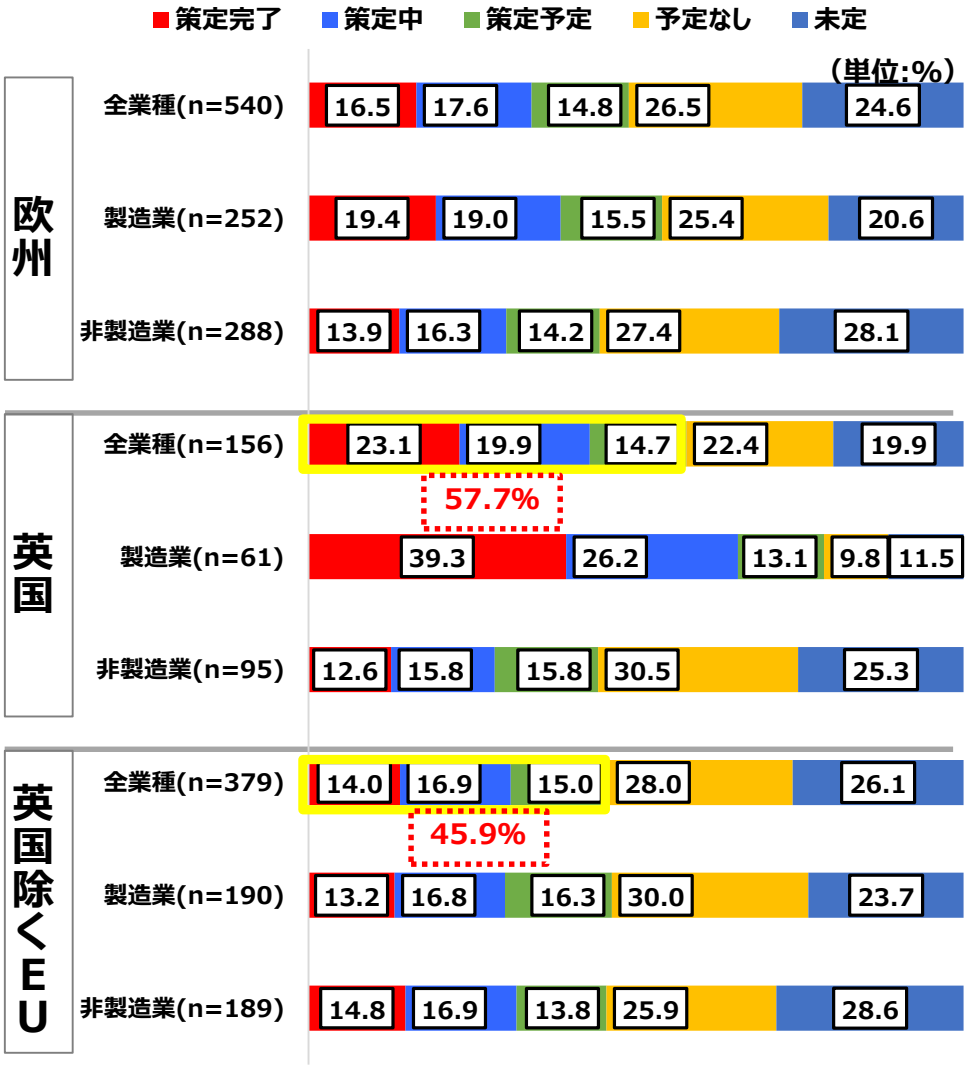


（注）「該当事業無し」と回答した企業はn数から除いた

## ノー・ディールへの対応策の内訳

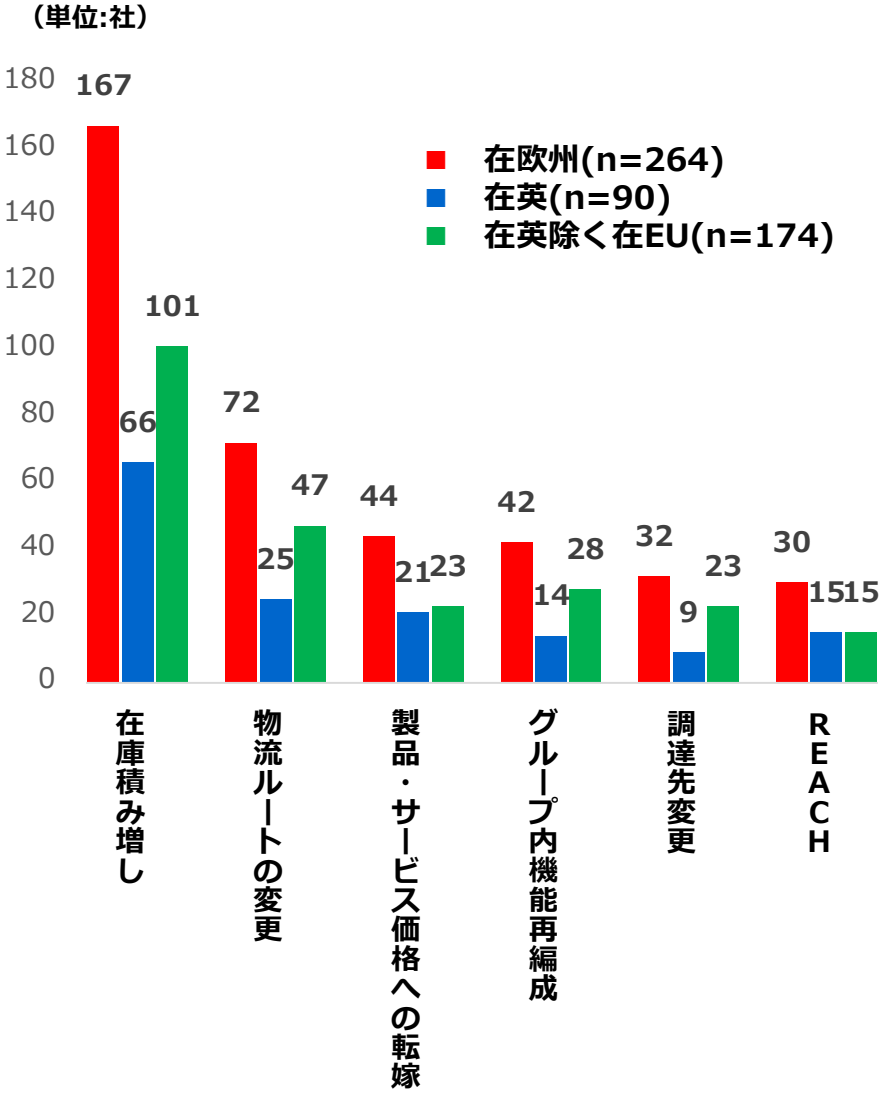


（注1）n数は各国・地域で策定完了・策定中・策定予定と回答した企業数
（注2）策定完了・策定中・策定予定を区別せずカウント

（出所）2019年度欧州進出日系企業実態調査（2019年9～10月実施調査）

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 参考資料

1. 英国とEUのノー・ディール対策
2. 在欧日系企業への影響（2019年欧州進出日系企業実態調査より）
3. ジョンソン政権の重点政策（保守党マニフェスト）
4. 英国の産業政策

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# ジョンソン政権の重点政策（2019年総選挙・保守党マニフェスト）

| 分野 | 政策 |
|---|---|
| ブレグジット | • クリスマス前にEU離脱法案を議会に再提出し、2020年1月にEU離脱。<br>• 移行期間は2020年12月末から延長しない。<br>• EU単一市場と関税同盟には加盟せず、欧州司法裁判所の管轄から離脱。<br>• ホライズンプログラムを含む、EUや国際社会との科学研究での協調の継続。<br>• 北アイルランド企業による他の英国地域への自由なアクセスを実現。 |
| 移民 | • 低技能移民の抑制による移民流入削減を実現。<br>• 農業に従事する季節労働移民の受け入れ枠を2,500人から1万人に拡大。 |
| 通商 | • 諸外国とのFTAを推進し、3年以内に貿易量の80%をFTAでカバー。<br>• 米国、オーストラリア、ニュージーランド、日本を優先国とし、EUとの通商交渉と並行して交渉を行う。<br>• 英国内に最大10カ所の自由貿易港を設置。 |
| 国民医療サービス（NHS） | • 国民医療サービス（NHS）の予算拡大。3カ月以内にNHSの長期計画を法制化。<br>• 10年間で40カ所の病院を新設。障碍者等を対象に病院駐車場を無料化。<br>• 看護師を5万人増員。看護士、助産師、医療従事者を目指す学生に1人当たり年間最低5,000ポンドを給付。<br>• GP（かかりつけ医）を6,000人増員。30日以内に医師年金への課税制度を見直し。<br>• 医療に従事する移民に向けたNHSビザの導入。<br>• 国民健康保険料の納付義務が生じる所得下限を引き上げ。 |
| ソーシャルケア | • 年間10億ポンドの追加拠出。介護休暇を1週間に延長。 |
| 教育 | • 中等学校の学生1人あたり年間最低5,000ポンド、初等学校の学生1人あたり年間最低4,000ポンドを給付。<br>• 中等教育への芸術科目補助（Arts Premium)導入。就学前、卒業後、休暇中の児童ケアに10億ポンド拠出。<br>• 高等教育向け学生ローンの返済金利を見直し。EUの教育ファンドの喪失の補填。社会的弱者への5億ポンドの資金支援。<br>• 個人・中小企業の教育・訓練向けに30億ポンドの国家技能ファンドを創設。追加教育・訓練学校施設更新に20億ポンド投資。 |
| 治安 | • 警察官2万人を増員。警察官の職務質問権限を拡大。ナイフ携行に向けた新法令を施行。<br>• 追加1万人分の収監施設を増設。家庭内暴力に対する新法案を導入。 |
| 福祉 | • ユニバーサルクレジットを継続し、社会的弱者へのさらなる追加措置を実現。同制度の便益の一部凍結は終了。<br>• 2020年末までに障碍者に関する国家戦略を発表。<br>• EU市民への失業・住宅・児童福祉の5年の待期期間設定。海外に居住する児童への児童福祉請求の防止。 |

（出所）保守党マニフェスト、Institute for Government資料を基にジェトロ作成。



Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# ジョンソン政権の重点政策（2019年総選挙・保守党マニフェスト）

| 分野 | 政策 |
|---|---|
| 年金 | • トリプルロック制度（年金の引き上げ率をインフレ以上に置く制度）の維持。<br>• 冬季の燃料補助、バスの高齢者向けパス、高齢者向け無料テレビライセンスの維持。 |
| 住宅 | • 議会期間中に最低100万戸の住宅設置。併せて関連インフラの整備。<br>• 住宅購入補助の刷新。長期固定レートの住宅ローン新市場の促進。<br>• 無過失のテナント追い出しの廃止およびライフタイムでの単一デポジット導入。社会住宅白書の発表。 |
| 税制 | • 所得税・国民保険料・VATは引き上げない。中小企業向け雇用手当は引き上げ。<br>• 国民保険料が控除される所得上限を2020年に9,500ポンドに引き上げ、最終的には1万2,500ポンドへ引き上げ。<br>• 研究開発税控除の13%への引き上げ。<br>• 脱税対策法案導入。違反時の刑期を最大14年に倍増、およびHMRCの取締部局を設置。<br>• ビジネスレートの減税と見直し。起業家向け税優遇措置の見直し。<br>• 外国人に対する住居購入の際の印紙税引き上げ。<br>• 多国籍企業への公平な課税のためデジタルサービス税（DST）を導入 |
| 財政 | • 短期的な資金支援のための借り入れは行わない。純投資はGDPの最大3%を上限。<br>• 債務金利が歳入の6%に到達する場合は債務計画を見直し。議会期間終了までに債務水準を低減。 |
| 産業戦略・イノベーション | • GDPの2.4%を研究開発に支出。<br>• ハイリスク・ハイリターンの研究を所管する新機関創設。 |
| 労働者の権利 | • 雇用関連法違反を規制する単一機関の創設。<br>• 労働者に対して予見性のある雇用契約を求める権利やより柔軟な働き方の権利の付与。<br>• 出産休暇から復帰した女性に対する差別的な取り扱いを禁止する解雇関連法令の見直し。 |
| データ・デジタル・メディア | • 有害なオンラインコンテンツなどを規制する法制。<br>• サイバーセキュリティへの投資とサイバー犯罪対策部隊の新設。<br>• 報道機関に対して法的責任を追及する法制の変更。 |
| 気候変動対策 | • 2050年までのネットゼロ達成。<br>• 2030年までに洋上風力の設備容量を40GWまで増加。<br>• 住宅・学校・病院の省エネ化に92億ポンド投資。<br>• 炭素回収・貯留設備（CCS）クラスターに8億ポンド投資。<br>• 非OECD諸国へのプラスチック廃棄物輸出の禁止。 |

（出所）保守党マニフェスト、Institute for Government資料を基にジェトロ作成。



Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# ジョンソン政権の重点政策（2019年総選挙・保守党マニフェスト）

| 分野 | 政策 |
|---|---|
| 輸送 | • 道路・鉄道・洪水対策の追加インフラに1,000億ポンド投資。<br>• ロンドン郊外の都市へアクセスするバス・地下鉄の創設に42億ポンド投資。<br>• ノーザンパワーハウスレイル、ミッドランドレイルハブなど地方部の鉄道インフラ拡充。<br>• HS2計画の遅延と追コストに関する報告レビューの精査。<br>• 道路に288億ポンド投資。電気自動車向け急速充電設備の整備。 |
| 空港 | • ヒースロー空港の第3滑走路建設の継続。 |
| ユーティリティー | • 電力・ガス料金への価格上限制度の維持とより低廉な料金のための新たな施策の導入。 |
| 選挙改革 | • 選挙区の均等化のための見直し。選挙権証明の導入および外国からの選挙干渉防止。<br>• 海外居住者の選挙権の15年制限の撤廃。 |
| 議会 | • 議会任期固定化法の撤廃。 |
| 司法改革 | • テロや組織犯罪対策の改善のために政府・議会・司法の在り方を検討する憲法・民主主義・権利委員会の設置。 |
| スコットランド独立 | • スコットランドの独立を判断する住民投票には反対。 |
| 地方自治 | • 北アイルランド自治政府の再建に協力。<br>• 北アイルランド自治政府への法人税決定権限の委譲。<br>• 英国の地方自治白書の発表。 |

（出所）保守党マニフェスト、Institute for Government資料を基にジェトロ作成。



Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 参考資料

1. 英国とEUのノー・ディール対策
2. 在欧日系企業への影響（2019年欧州進出日系企業実態調査より）
3. ジョンソン政権の重点政策（保守党マニフェスト）
4. 英国の産業政策

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英国の産業政策

- ビジネス・エネルギー・産業戦略省は2017年11月27日、「産業戦略」を公表。
- 英国経済の生産性を高める5つの基盤と英国として注力する4つの重要課題を設定。

## 5つの基盤

**国家、企業、地域、個人の生産性と収益力の水準を高める長期的な取り組みの最初の戦略的アクション**

### アイディア　：先進的イノベーション経済国家の構築

・R&Dへの投資を2027年までにGDP比で2.4%に引き上げ
・R&D費用の税額控除率を12%に引き上げ
・産業戦略チャレンジ基金へ7億2,500万ポンド投資

### 人材　：全国民が良質な仕事と収益力を得られようにする

・優れた技術教育システムの確立
・STEM分野の教育に4億600万ポンドの追加投資
・国家再教育スキームを新設、デジタルと建設分野の職業訓練に6,400万ポンド投資

### インフラ　：国内インフラの大規模な改善

・「生産性投資国家基金」を310億ポンドに拡大、運輸・住宅・デジタルインフラへ投資
・電気自動車の充電スタンド・インフラ整備に4億ポンド投資、プラグイン車に1億ポンド助成
・5G展開や光ファイバーネットワークの整備等、デジタルインフラに10億ポンド超の公共投資

### ビジネス環境：企業の設立と成長、潜在的能力の引き出し

・政府と産業界で業種別に生産性向上を図るセクター・ディールを結ぶ
　第一期としてライフサイエンス、建築、AI、自動車から開始
・革新性に優れた成長潜在性の高いビジネスに200億ポンド超の投資
・中小企業の生産性、成長促進に効果的とされる対策の見直し

### 地域　：英国全土のあらゆるコミュニティが繁栄する基礎を築く

・地域産業戦略の策定
・都市圏の交通網改善を通じて生産性向上を図る都市変革基金の新設、17億ポンド投入
・遅れをとっている地域の教師を対象とした教育能力開発プレミアムに4,200万ポンドの投資

## 4つの重要課題「グランド・チャレンジ」

**急速に変化する世界の様々な勢力に応えるもの**

### AI・データ経済

英国をAI・データ革命の最先進国とする

### クリーン成長

グローバルに進む低炭素経済への移行の利点を英国産業のために最大限に活かす

### 将来型モビリティ

モビリティ産業の将来形成において世界をリードする

### 高齢化社会

高齢化社会の様々なニーズに対応するためのイノベーション力を活用する

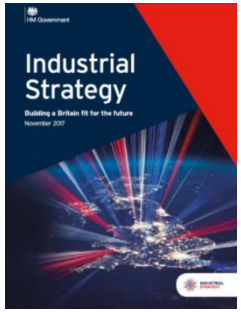


Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英国の輸出促進政策

- 国際通商省は2018年8月21日、「新輸出戦略」を公表。
- 輸出支援の4つの方策を掲げ、政府関与の5つの原則、効果最大化のため3つの観点を定義。

## 4つの方策　輸出支援のための方策

### 奨励

- 輸出の成功事例を広報し、中小企業に輸出の動機付けを行う。
- 企業が事業開始および規模拡大をする際や、政府が新たな貿易協定を締結する際などに、企業が輸出に関心を持つような情報提供の手法を検討する。

### コネクション

- 新興国等における貿易障壁を、企業が克服するための支援を行う。
- 輸出や投資を支援するため、相手国政府と協力し、ビジネス環境の改善に努める。
- 非関税障壁を英国政府にオンライン上で報告できるようにする。

### 情報

- DITのウェブサイトを政府の企業に対する成長・輸出支援のデジタルプラットフォームとする
- 関税や許認可など輸出に関連するさまざまな情報や補助金など情報をワンストップで提供する。

### 資金調達

- 輸出信用機関である英国輸出信用保証局（UKEF）の機能強化・拡大を図る。
- 企業ニーズを反映し、既存サービスの強化や新サービスを導入する
- デジタル化によりUKEFへのアクセス改善や手続き効率化を進める。

## 5つの原則

### 政府の輸出支援関与の在り方

- 企業主導のアプローチ
- 政府独自の役割の活用
- 政府、地方、民間の連携
- デジタル化の有効活用
- 支援の金銭的効果の追求

## 3つの観点

### 最大の効果を得るための観点

- 国際市場の需要トレンド
- 英国の強み
- 政府の戦略的優先事項
  - 貿易政策
  - 産業戦略
  - 安全保障、安定性、繁栄

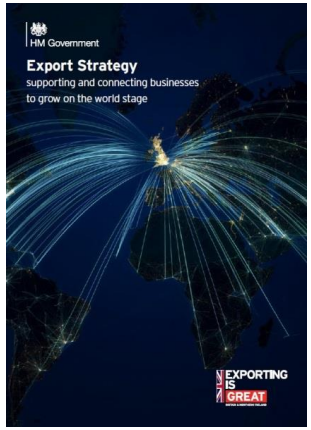


**世界各国との貿易関係を強化し、輸出がGDPに占める割合を30%から35%に引き上げる**

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英国のイノベーション・科学技術政策

**英国の強み**

①学術研究環境へのアクセス
②知的財産権保護制度
③評価基準および規格体系
④優遇税制と報酬制度による支援
⑤豊富な人材供給
⑥ビジネスの実績と投資環境

**8つの主要テクノロジー**

① ビッグデータ
② 衛星
③ ロボット工学・自律システム
④ 合成生物学
⑤ 先端材料
⑥ アグリサイエンス（農業科学）
⑦ 再生医療
⑧ エネルギー貯蔵

（出所）駐日英国大使館「英国のサイエンス＆イノベーション」

**カタパルト・センター（10 分野）**

- 産学共同の研究開発センター。先端技術の商用化支援を目的とし、最新鋭の実証実験設備を企業に提供するが、特に自社実証実験施設を持たない中小企業の支援が念頭。
- カンファレンスやセミナーなども実施し、情報提供・人材育成ハブとしても機能。主要企業や大学等の研究施設も近接し、産業クラスターを形成。

1. 細胞療法
2. デジタル技術
3. エネルギーシステム
4. 未来都市
5. 高付加価値製造業
6. 医療テクノロジー
7. オフショア再生エネルギー
8. 人工衛星
9. 輸送システム
10. 化合物半導体

**英国のフィンテック**

【市場規模】66億ポンド、【雇用創出効果】61,000人（E&Y試算）
【イノベート・ファイナンス会員企業数】215社（15年末）

- P2P融資、ロボアドバイス、デジタル銀行、ブロックチェーン等に注目。
- 民間アクセラレーター「Level39」はフィンテック企業に共有ラウンジ、時間制貸しオフィス、固定オフィスなどを提供。フィンテック関連企業約140社（2016年3月時点）が会員。

**カタパルト・センターの所在地**

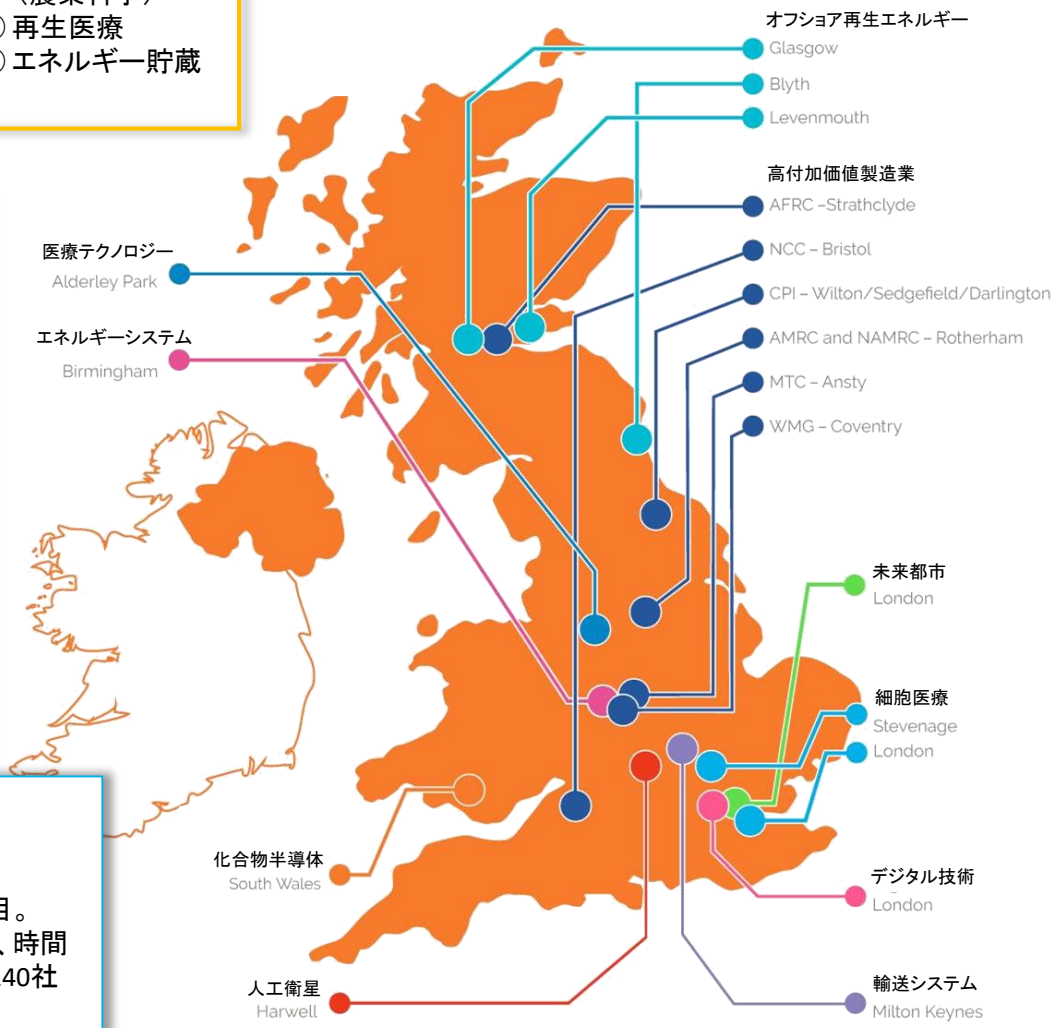


（出所）カタパルトセンター（https://www.catapult.org.uk）



Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

# 英国のエコシステム概要

**要約（特徴・概要）**

・VC/資金調達取引で欧州第1位を継続。

・投資を呼び込む大胆な施策、洗練された自由市場、レベルの高い教育機関、準拠法・制度等の公用語としての英語の優位性等の複合的要素により、従来から優秀な人材・情報・企業・投資家を集めてきた。

・イノベーション振興に取り組む公的機関（Innovate UK）、業界団体（Tech UK）、350を超えるアクセラレーター・インキュベーター等、起業支援プレーヤーが官民ともに豊富。

**政府の施策**

・政府の産業戦略にて、5つの基盤（アイディア、人材、インフラ、ビジネス環境、地域）と4つの重点産業（AI、クリーン成長、将来型モビリティ、高齢化社会）を設定。産業チャレンジ基金を通じた重点分野への支援（約1,000億円）や、革新的なビジネスに対する投資（約3兆円）を盛り込む。

・サンドボックス（実証実験）の活用によりスマートシティ等の新規産業創出する等、先進的な取組に特徴。

**現地エコシステムの産業面での特徴**

・ Fintech、Medtech、Insuretech等、金融や医療といった既存産業とテックの融合により市場を牽引。

・デジタル技術、未来都市、細胞療法、医療、輸送システム等の10の重点分野における研究開発支援を重視。

・Seedcamp、StartupBootcamp、Techstars、Level 39といった有力な起業支援プレーヤーが多数存在。

**現地VCの動向**

・在英国の代表的なVCは、Index Ventures、Octopus Ventures、Passion Capital、Local Globe、Seedcamp等。

・Mobile, Fintech、Saas、AI、E-commerceへの投資中心。

・英ユニコーンのTransferwiseは、Index Ventures他複数VCからの資金調達やSeedcampコンテストで賞金を獲得。

**ユニコーン企業の創出例（業種、評価額、設立年）**

・Global Switch（ハードウェア、110.8億ドル）
・Greensill（Fintech、35億ドル）
・TransferWise（Fintech、35億ドル）
・The Hut Group(小売、32.5億ドル）
・BGL Group（Fintech、30億ドル）
・Monzo（Fintech、25.5億ドル）

（出所：「The Global Unicorn Club by CB Insights）

**他国政府機関の支援策例**

・有力展示会にて、各国がNational Pavilionを設けスタートアップ企業を支援（TechXLR8:ロシア、ドイツ、トルコ、スペイン、TechDay London:オランダ）。

**現地の代表的スタートアップイベント**

London Tech Week; 英国最大級のテックイベント（6月）
London Fintech Week；Fintechに特化したイベント（7月）
Techday London; スタートアップ向けイベント（10月）
The Business Startup Show ;英国を代表するビジネス展（11月）

**日系スタートアップの展開事例**

・Doreming（Payroll Platform）、Authelete（Web API）のFintech2社が、Level 39（インキュベーター）に入居。

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

## ジェトロでは、以下のような情報も提供しております。執務のご参考にご利用いただければ幸いです。

1. 英国のEU離脱について（特設ページ）
   https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/

2. 国・地域別情報
   欧州： https://www.jetro.go.jp/world/europe/
   英国： https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/

3. ビジネス短信
   国際ビジネス関連情報をいち早くお届けするニュースサービスです。
   https://www.jetro.go.jp/biznews/

4. 在欧州日系企業実態調査（2019年版）
   欧州に進出されている日系企業にご協力いただき毎年実施している、経営実態に関するアンケート調査です。
   https://is.gd/D58vmb

5. ユーロトレンド（欧州の産業・企業・制度情報）
   https://www.jetro.go.jp/world/europe/eurotrend/

当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、ジェトロがその正確性を保証するものではありません。また記述内容は、必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。ジェトロは提供する情報および助言をできる限り正確にするように努力していますが、提供した情報および助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行っていただいております。


Copyright © JETRO. All Rights Reserved.